

丹後郷土資料館整備に係る展示什器等制作業務

設計図

令和 6 年 12 月 25 日

京都府教育庁

■業務概要

1. 業務名

丹後郷土資料館整備に係る展示什器等制作業務
2. 発注者

京都府 教育委員会教育長

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
075-451-8111
3. 展示工事場所

〒629-2234 京都府宮津市宇国分小字天王山611-1
4. 施設名称

京都府立丹後郷土資料館
5. 展示製作種目

B) 展示ケース
C) 展示造作什器

6. 展示施工期間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

仕様書の取扱い

1. 共通仕様
- (1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）（令和4年版）」（以下、「標仕」という。）による。

(2) 各工事において、他の工事に関連のある事項はそれぞれ特記仕様書、公共標仕（機械設備工事編（令和4年版）、電気設備工事編（令和4年版））による。

(3) 本特記仕様書は公共標仕と組合せて使用するものとし、優先順位は1章1項による。本工事において記載事項に該当する部位がない場合もある。
2. 特記仕様
- (1) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項に記載の（ ）内表示番号は、標仕の当該項目、当該図又は当該表を示す。

(3) 製造所名は、五十音順とし「株式会社」等の記載は省略する。また（ ）内は製品名を示す。

(4) G 印は「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」の特定調達品目を示す。

A)一般事項

章	項 目	特 記 事 項
1 一般 共通 事項	1. 適用基準等	・本特記仕様書は、建築物等の新築及び増築にかかる展示製作に適用する。 ・設計図書に規定する事項は、別な定めがある場合を除き、施工者の責任において履行するものとする。 ・設計図書とは以下の(1)から(5)のいずれか、またはその総称をいう。すべての設計図書は、相互に補完するものとする。 ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次の(1)から(6)までの順番のとおりとし、これにより難い場合は1章2項による。 (1)設計変更指示書 (2)質疑回答書 (3)特記仕様書 (4)設計図 (5)公共標仕 (6)上記の図書において適用される規格・基準等の図書
	2. 疑義	・設計図書に記載なくとも、外観上、構造上、設備上当然必要と認められるものは、監督員と協議の上、受託金額の範囲内において 製作する。
	3. 監督員	この仕様でいう監督員とは、京都府担当職員又はその代理者とする。 監督員は原則として丹後郷土資料館の学芸員が担うものとする。 監督員は、仕様書の記載事項に基づき制作管理責任者に対して指示、承諾、検査などを行う。
	4. 電気保安技術者	工事現場におく電気保安技術者は、電気事業法に基づく電気主任技術者の職務を補佐し、電気工作物の保安の業務を行うものとする。 電気保安技術者の設置については、委託者との協議による。
	5. 発生材の処理等	※現場説明書による
	6. 材料等	本工事に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS及びJASマークの表示のない材料及びその製造者等は、次の(1)～(6)の事項を満たすものとする。 (1)品質及び性能に関する試験データが整備されていること (2)生産施設及び品質の管理が適切に行われていること (3)安定的な供給が可能であること (4)法令等で定める許可、認可、認定又は免許等を取得していること (5)製造又は施工の実績があり、その信頼性があること (6)販売、保守等の営業体制が整えられていること なお、これらの材料を使用する場合は、監督員に承諾を受けること。

1 一般 共通 事項	7. 材料検査等	・本工事に使用する材料のうち、監督員により指示のあるものに関してはその成績表を提出し、又は試験を行い確認を受けなければならない。 なお試験に関する諸経費は、すべて受託者の負担とする。 ・試験の基準は、JIS、JAS、日本建築学会標準仕様書（JASS）とし、これらの規格の制定のないものについては、本仕様書の該当各項目又は監督員の指示によること。																																																												
	8. 化学物質を放散する材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、原則として、厚生労働省が指針値を示す空気汚染物質13物質を含まない材料を使用すること。																																																												
	9. 特別な材料の工法	標仕に記載されていない特別な材料の工法については、材料製造所の指定する工法とする。																																																												
	10. 化学物質の濃度測定	・竣工引渡し前に、厚生労働省が「室内空気中化学物質濃度の指針値」を示す13物質について室内濃度測定は行わない。																																																												
	11. 提出書類	・本展示製作の施工に伴う提出書類は、以下の通りとする。これらは監督員と協議の上、作成すること。 <table><tr><th>番号</th><th>提出書類</th><th>部数</th><th>提出時期</th></tr><tr><td>1</td><td>着手届</td><td>1</td><td>契約締結後</td></tr><tr><td>2</td><td>技術者届</td><td>1</td><td>※必要に応じて</td></tr><tr><td>3</td><td>業務計画書及び工程表</td><td>1</td><td>契約締結後</td></tr><tr><td>4</td><td>組織図（人員配置計画書）及び緊急連絡体制</td><td>1</td><td>契約締結後</td></tr><tr><td>5</td><td>落札金額内訳明細</td><td>1</td><td>契約締結後</td></tr><tr><td>6</td><td>打合記録簿</td><td>1</td><td>その都度</td></tr><tr><td>7</td><td>各種検査報告書</td><td>1</td><td>その都度</td></tr><tr><td>8</td><td>工程写真（A4）</td><td>1</td><td>業務完了時</td></tr><tr><td>9</td><td>完成写真（A4）</td><td>1</td><td>業務完了時</td></tr></table> <table><tr><th>番号</th><th>提出書類</th><th>部数</th><th>提出時期</th></tr><tr><td>10</td><td>完成引渡し書類 完了届・引渡書 機器取扱説明書 機器保証書 引渡し備品リスト</td><td>1 1 1 1</td><td>業務完了時 業務完了時 業務完了時 業務完了時</td></tr><tr><td>11</td><td>製作図、構成図、打合せ記録簿等をまとめた報告書 上記の電子データ</td><td>1 1</td><td></td></tr><tr><td>12</td><td>成果品 竣工図 上記の電子データ</td><td>2 1</td><td></td></tr><tr><td>13</td><td>その他（委託者の指示によるもの）</td><td></td><td></td></tr></table>	番号	提出書類	部数	提出時期	1	着手届	1	契約締結後	2	技術者届	1	※必要に応じて	3	業務計画書及び工程表	1	契約締結後	4	組織図（人員配置計画書）及び緊急連絡体制	1	契約締結後	5	落札金額内訳明細	1	契約締結後	6	打合記録簿	1	その都度	7	各種検査報告書	1	その都度	8	工程写真（A4）	1	業務完了時	9	完成写真（A4）	1	業務完了時	番号	提出書類	部数	提出時期	10	完成引渡し書類 完了届・引渡書 機器取扱説明書 機器保証書 引渡し備品リスト	1 1 1 1	業務完了時 業務完了時 業務完了時 業務完了時	11	製作図、構成図、打合せ記録簿等をまとめた報告書 上記の電子データ	1 1		12	成果品 竣工図 上記の電子データ	2 1		13	その他（委託者の指示によるもの）		
	番号	提出書類	部数	提出時期																																																										
	1	着手届	1	契約締結後																																																										
	2	技術者届	1	※必要に応じて																																																										
	3	業務計画書及び工程表	1	契約締結後																																																										
	4	組織図（人員配置計画書）及び緊急連絡体制	1	契約締結後																																																										
5	落札金額内訳明細	1	契約締結後																																																											
6	打合記録簿	1	その都度																																																											
7	各種検査報告書	1	その都度																																																											
8	工程写真（A4）	1	業務完了時																																																											
9	完成写真（A4）	1	業務完了時																																																											
番号	提出書類	部数	提出時期																																																											
10	完成引渡し書類 完了届・引渡書 機器取扱説明書 機器保証書 引渡し備品リスト	1 1 1 1	業務完了時 業務完了時 業務完了時 業務完了時																																																											
11	製作図、構成図、打合せ記録簿等をまとめた報告書 上記の電子データ	1 1																																																												
12	成果品 竣工図 上記の電子データ	2 1																																																												
13	その他（委託者の指示によるもの）																																																													
12. 保証期間	本業務の保証期間は、引渡しから1年間とする。ただし、メーカー機器等定められた保証期間が別にある場合は、その通りとする。 なお、故意もしくは過失による展示物の破損等、受託者の責に帰すことのできない事由に基づくものについては保証の対象外とする。																																																													
13. 定例会議	・受託者は、定例会議議事録をとり、その都度監督員の承諾を得るものとする。 ・本工事の施工にあたり、納まりの関係による変更及び軽微な変更の場合は、受託金額内にて施工する。 ・工事範囲に関して、仕様書に基づき施工図、製作図を監督員に提出し、承諾を受けたうえで施工を実施する。																																																													
14. 関連工事との取合	・施工図等の作成に際し、関連工事との取り合い、収まりなどについて十分に調整する。																																																													
15. 既設部分との取合	・既設建物と今回工事の取合部分、その他で研りおよび工事の都合などにより破損、損傷させた箇所は今回工事仕上げ及び既設部分仕上げ同材にて完全に補修すること。																																																													
16. 別途工事	・別途工事についての工事工程並びに納まり等に関して、別途工事業者と密接に連絡し、調整にあたること。																																																													
17. 追加・変更工事	・工事内容に関して、変更事項が発生した場合、変更前後の内容が分かるように図面化し、事前に増減見積書を作成し、提出しなくてはならない。																																																													
18. 検査	・各工事における検査は、監督員と協議のうえ、日程を決定し、実施10日前迄に通知すること。																																																													
2 その他	1. 版權使用料等	本展示製作において、主としてレプリカ、グラフィック、映像、音響ソフトの製作において生じる他機関からの資料借用および交渉は原則として委託者側が行うものとし、それにともない発生する費用（経費・使用料）は監督員と協議の上、負担者を決定する。																																																												
	2. 資料等の扱い	本展示製作において、展示資料の展示室への搬入および収蔵庫の設置については、委託者側によるものとする。 1)レプリカについての展示・列品は展示製作者が行う。 2)実物資料については、施設への搬入、展示列品・演示作業は原則発注者側によるものとする。（ただし、大型資料ほか指示がある場合協議とする）																																																												
	3. 補足	その他、疑義を生じた事項については、その都度、監督員と受託者が協議して両者誠意をもって、その解決にあたるものとする。																																																												

B)展示ケース

1 展 示 ケ ー ス	1. 一般事項	・ケースのエアタイト(密閉性)性能の定義は下記の内容とする。 1) エアタイトケース 空気交換率 0.3回／日以下の密閉性能を有したケースをいう。 2) ノンエアタイトケース 密閉性について、特に配慮されていないケースをいう。ただし虫やホコリ等の進入を防ぐことは配慮する。 ・エアタイトケース、セミエアタイトケースについては、調湿材(カセットタイプの場合、1個／1㎡当たり)により、恒湿を保つこと。 ・調湿材の湿度設定は、ケース内部に展示される資料によって設定すること。またその決定については、監督員と協議により行う。 一般的には、紙質資料、木製品、漆器等(55%)、金属器(45%)、陶器、土器などは特に湿度の設定はないが、45%程度を目安とする。																
	2. エアタイトケース	a. 構造・仕様 1) 下地は鋼材を使用し、アクリル樹脂焼付塗装を施す。床、壁部の鋼材に0.8m/mの鋼板を貼り、目地はアルミテープ貼りとし気密性を確保する。 2) 床、壁部の鋼板の上に厚さ12m/mのF☆☆☆☆合板を2重張りとし、パネル等を掲示するピン打ちが可能な仕様とする。 3) ケース内の壁クロスは、美術館・博物館仕様の布クロスF☆☆☆☆(不燃)とし、中性・アンモニア吸着性能についても配慮する。 ただし、ケース内の壁にパネルや土器を演示できるシステムパネル等にする場合は、上記の仕様にはこだわらない。ただしF☆☆☆☆仕様とする。 4) クロス貼り等に使用する接着剤はでんぶん系(F☆☆☆☆)とし、有害物質の放散が極小のものを使用する。 5) ボード等の下地に使用するパテは有害物質が放散しにくいものを使用する。 6) ケースの内の床については図面に特記なき限り、上記3)と同様。 7) ガラスの突合せ部分は、シリコンパッキンなどにより密閉性を確保すること。かつスムーズに開閉できるよう製作すること。 8) ケースの外装は特記なき限り、鋼板にアクリル樹脂焼付けを基本とする。 b. 照明 1) 照明ボックスはケース内に照明器具の熱の影響がないよう配慮すること。またガラスにはケース内面側に飛散防止フィルムを貼ること。 2) 照明調整、電球交換を容易に出きる機構について配慮すること。 3) 照明器具は紫外線の放出がなく、演色性の高い器具を選定し、また省エネについても配慮すること。※演色評価数(Ra90～97) 4) 照明器具の色温度については、監督員と協議し、決定すること。一般的には電球色(3000k)～白色(4500k)の範囲を推奨。 5) 調光の有無については、監督員と協議の上決定する。 なお文化庁の推奨値は下記の通りである(重要文化財を展示する場合)。 <table><tr><td>版 画</td><td>50lx以下</td></tr><tr><td>その他絵画</td><td>100lx以下</td></tr><tr><td>漆工品、甲冑類</td><td>100lx以下</td></tr><tr><td>染色品</td><td>80lx以下</td></tr><tr><td>書跡・典籍・古文書</td><td>100lx以下</td></tr><tr><td>近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図書類、写真類など</td><td>100lx以下</td></tr></table> c. ケースの性能・環境 1) 監督員から指示がある場合は、代表的なケースについてエアタイトの空気交換率について検査し、報告書を提出すること。 2) 必要に応じて、ケースの納品後、ケース内外のバツプモニター試験を実施し、報告書を提出すること。なお基準濃度は下記の通り。 <table><tr><td>・アンモニア</td><td>30ppb以下(インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の 30ppb以下と判定。</td></tr><tr><td>・有機酸</td><td>170ppb以下(インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の 170ppb以下と判定。</td></tr></table>	版 画	50lx以下	その他絵画	100lx以下	漆工品、甲冑類	100lx以下	染色品	80lx以下	書跡・典籍・古文書	100lx以下	近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図書類、写真類など	100lx以下	・アンモニア	30ppb以下(インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の 30ppb以下と判定。	・有機酸	170ppb以下(インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の 170ppb以下と判定。
	版 画	50lx以下																
その他絵画	100lx以下																	
漆工品、甲冑類	100lx以下																	
染色品	80lx以下																	
書跡・典籍・古文書	100lx以下																	
近代の洋紙を利用した文書・典籍類、図書類、写真類など	100lx以下																	
・アンモニア	30ppb以下(インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の 30ppb以下と判定。																	
・有機酸	170ppb以下(インジケータ設置4日後、完全変色していなければ基準濃度の 170ppb以下と判定。																	
3. ピクチャーレール	材 種 ※ アルミニウム製 ・ ステンレス製 ・ その他(天井埋込、壁埋込)																	

2 電 気 設 備	1. 一般事項	・一次側の電気工事(天井照明、防災装置、コンセント、照明用の配線ダクト等)は建築工事とする。 ・造作物・什器・展示ケースへの取付が必要な照明器具の手配・設置は展示工事とする。 ・建築電気設備工事後、展示工事にて移設・延長等が必要なコンセント設備は、元の位置と移動箇所を明示して監督員の承諾を受ける。
	2. 照明器具	・照明器具は承認図又はサンプルなどを監督員に提示し器具の選定をするものとする。 ・照明器具の仕様は展示内容を踏まえて監督員と協議し配灯図を作成し監督員の承諾を受ける。 ・照明器具の管球の演出性については監督員と協議する。 ・照明器具は、省エネ、長寿命タイプの導入を考慮する。
	3. その他	・建築電気設備工事と展示工事の工期にはズレがある為、事前に調整を行うものとし、配管埋設などは建築電気設備工事への依頼工事を検討する。 ・建築電気設備工事で手配した照明器具と、展示工事で手配した照明器具がわかるように図示しておくこと。

C)展示造作什器

1 仮 設 工 事	1. 養生	床及び壁面周りの養生は十分に行い、安全対策に注意すること。																		
	2. 表示板	あらかじめ工事監督者と協議する。																		
	3. 工事用水	構内既存の施設 ・ 利用できない ・ 利用できる（ ・ 有償 ・ 無償 ）		監督員と協議の上決定する。																
	4. 工事用電力	構内既存の施設 ・ 利用できない ・ 利用できる（ ※ 有償 ・ 無償 ）		監督員と協議の上決定する。																
	5. 障害物の処理	工事前撤去、移設を要する軽微なものは、本工事の範囲とする。																		
	6. 足場等	足場を設ける場合は、「手すり先行工法等に関するガイドライン(厚生労働省平成21年4月策案)」によるものとし、設置については「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」及び「働きやすい安心感のある足場に関する基準」によること。																		
2 木 工 事	1. 一般事項	・表面処理用木材保存剤(防腐・防蟻剤)は監督員の承諾するものとする。 ・使用材料のホルムアルデヒド放散量は、F☆☆☆☆とする。																		
	2. 木材の品質	※標仕12.2.1による。 ・天然木の品質に関しては、着工後、監督員の指示による。																		
	4. 集成材等 ☐	・代用樹種を適用しない箇所(天板、小口)																		
	<table><tr><th>品 名</th><th>規 格 ・ 品 質</th><th>樹 種</th><th>使 用 部 位</th></tr><tr><td>集成材</td><td>⊗ 一般材</td><td>・ たも ※ なら ・ カバ ⊙ その他（ スプルース ）</td><td>⊙ 枠 ⊙ 見切り ⊙ その他一般部</td></tr><tr><td>一般造作用集成材</td><td>※ 1等 ・ 2等</td><td>・ たも ※ なら ・ しおじ ・ その他（ ）</td><td></td></tr><tr><td>一般化粧ばり造作用集成材</td><td>※ 1等 ・ 2等 ※ 1等 ・ 2等</td><td>⊙ ラワン ⊙ スギ ⊙ ヒノキ ⊙ パイン</td><td>⊙ 天板 ⊙ 小口 ⊙ 戸 ⊙ 化粧板</td></tr></table>					品 名	規 格 ・ 品 質	樹 種	使 用 部 位	集成材	⊗ 一般材	・ たも ※ なら ・ カバ ⊙ その他（ スプルース ）	⊙ 枠 ⊙ 見切り ⊙ その他一般部	一般造作用集成材	※ 1等 ・ 2等	・ たも ※ なら ・ しおじ ・ その他（ ）		一般化粧ばり造作用集成材	※ 1等 ・ 2等 ※ 1等 ・ 2等	⊙ ラワン ⊙ スギ ⊙ ヒノキ ⊙ パイン
品 名	規 格 ・ 品 質	樹 種	使 用 部 位																	
集成材	⊗ 一般材	・ たも ※ なら ・ カバ ⊙ その他（ スプルース ）	⊙ 枠 ⊙ 見切り ⊙ その他一般部																	
一般造作用集成材	※ 1等 ・ 2等	・ たも ※ なら ・ しおじ ・ その他（ ）																		
一般化粧ばり造作用集成材	※ 1等 ・ 2等 ※ 1等 ・ 2等	⊙ ラワン ⊙ スギ ⊙ ヒノキ ⊙ パイン	⊙ 天板 ⊙ 小口 ⊙ 戸 ⊙ 化粧板																	
3 金 属 加 工	1. 一般事項	・本展示製作に使用する材料及び二次製品はJIS規格のあるものを使用する。鋼製品の防錆処理はすべて防錆塗装または亜鉛メッキなどを施すこととする。 ・溶接、ろう付けは「建設大臣官房庁営繕部監修建築工事共通仕様書」に準拠する。 ・アルミニウムの板、帯板、波型、管棒、線並びに二次製品は、JISの規格に合格したものの中から要望に応じた各特性の合金を選んで使用する。																		
	2. アンカーボルト	・床止めのアンカーボルトは9m/mボルト以上を使用し、そのピッチは900m/m程度とする。 ・天井スラブよりのアンカーボルトは9m/mボルト以上を使用し、吊り下げレベルをターンバックルで調整するものとする。																		
	3. 後打ちアンカー	・後打ちアンカーは、その使用箇所により適切に材料を選び、諸官庁の認定品を使用する。(ケミカルアンカー、ホールイン・アンカー等) ・引き抜き耐力の確認試験を行う。																		
	4. 軽量鉄骨下地	※軽量鉄骨下地は、亜鉛めっき処理を施したものとする。 ※壁面開口補強 小規模な開口補強は、それぞれ使用したスタッドまたはランナーで行う。スパーサーは鋼製でスタッドに固定できるものとし、スタッドと同程度の亜鉛メッキを行ったものとする。開口補強及び補強取付金物は、防錆処理を行ったものとする。																		
4 塗 装	1. 一般事項	※原則として、厚生労働省が指針値を示す室内空気化学物質13成分を含まないものを使用すること。 ・日本塗料工業会の標準色見本帳にて指定すること。 ・上塗り用の塗料は、原則として指定された色及びつやで製作所にて調合する。 ただし少量の場合は、同一製造業者の塗料を用いて、現場調色とすることができるものとする。 ・塗料は開封しないまま工場現場に搬入すること。 ・塗料は原則として調合された塗料をそのまま工事現場に搬入すること。 ただし、素地面の粗密吸収性の大小、気温の高低などに応じて塗装に適するように調整できるものとする。 ・塗装する周辺床などに汚染、損傷を与えないように注意し、必要に応じてあらかじめ塗装箇所及びその周辺に適切な養生をする。 ・仕上げの色合いは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出し、承諾を受けること。 ・工場塗装を行ったものは、現場搬入時に損傷が生じた場合は、直ちに補修すること。 ・塗装場所の気温が5℃以下、湿度が80%以上、又は換気が十分でない等のため、塗料の乾燥に不適当な場合は原則として塗装してはならない。 塗装を行う場合は、換気を良くし溶剤による中毒を起こさないようにすること。 ・着色剤の塗布後、色むらのある場合は、むら直しを行い調色すること。 ・作業中並びに作業後は換気を充分に行うこと。 ・特記なき場合、F☆☆☆☆とする。																		

C)展示造作什器

4

塗装

2. 素地ごしらえ

素地ごしらえの種類		
塗 装 面	種 別	備 考
木部(不透明塗料塗り)	⊗ A種 ・ B種	
木部(透明塗料塗り)	・ A種 ⊗ B種	
鉄鋼面	・ A種 ・ B種 ⊗ C種	DPIはB種
亜鉛めっき鋼面	※ A種 ※ B種 ※ C種	DPIはA種、鋼製建具等はB種
モルタル面及びプラスター面	・ A種 ⊗ B種	
コンクリート面及びALCパネル面	・ A種 ⊗ B種	
せっこうボード面(継目処理方法)	⊗ A種 ・ B種	
せっこうボード面(継目処理方法以外) 及びその他ボード面	・ A種 ⊗ B種	

3. 下地合板張り

・原則として、縦張りとする。合板の継目は、パテ埋めの後、均一にならすものとする。

5

一般展示什器

1. 家具、什器

2. 材料

3. 工法

材料、形状、寸法、仕上等は設計図による。

a. 木質材料

1)無垢材は、乾烈、腐れ、虫害等の無いものとする。含水率は、天然乾燥により25%以下にした後、人口乾燥により10%以下とし、殺虫処理完了後、2週間以上室内にて自然放置し、12～13%に安定したものを使用する。

2)化粧単板は、表面のしわ延ばしを行い、含水率5%程度に乾燥したものを使用する。厚さはひき板の場合は3mm程度、突板の場合は0.6mm以上とする。

3)合板はシナ材またはラワン材とする。特に指定の無い限り厚さ4mm以上で尿素樹脂接着剤を用いてホットプレスしたものとする。

4)成形合板の心材は、ぶな材又はラワン材を併用した厚さ1mm程度のつま板とし、含水率5%程度のものを用いる。

5)積層合板の見え掛り部は、厚さ0.6～3mm程度の指定の化粧単板を用いる。心材はシナ又はラワン合板とし、両面に指定化粧単板を圧縮する。

6)ランバーコアの心材は良質の杉、桧等と同等材を含水率5%程度まで乾燥したものを使い、両面にシナ、ぶな、又はラワンの厚さ6mm以上の合板を圧縮する。

7)フラッシュ材の心材は、含水率5%程度まで乾燥した良質の杉、桧それらの同等品又はラワン、マホガニー等を用いる。枠組みは、取り付けた金物の位置等を確認し棧の間隔は、甲板類は心々100mm以内、他は200mm以内とする。特に指定した甲板類は厚さ9mm以上、その他は4mm以上の合板を両面に圧縮して、たいこ組とする。

8)ムコア、ロールコアを使用する場合は、殺虫、防腐加工とする。

9)ホルムアルデヒドの放散量

※家具等に使用する合板、集成材、単板積層材、パーティクルボード及びMDF等はF☆☆☆☆とする。

b.

1)布地、フェルト類、ビニルレザー類は、指定した材料の傷、織むら、色むら等を点検し、不良品を除く。

2)皮革類、大理石類等は見本を取り寄せ、品質、色むら、傷等を点検し、設計者の確認及び監督員の承認を受ける。

3)大理石、花こう石等を天板とする場合、真物(1枚物)寸法を考慮し、ジョイントのでる納まりとなる時は、表面を保護塗料にて塗布する。

4)藤、皮紐の編み方は、見本を取り寄せ、強度、仕上げ等について設計者の確認及び監督員の承認を受ける。

5)アクリル樹脂板、その他プラスチック板及びガラス類は指定のものを使い、見え掛り又は擦れる部分の木口は研磨とする。

・接着剤は、原則としてJIS K 6804(酢酸ビニル樹脂エマルジョン木材接着剤)とする。その他の接着剤のホルムアルデヒド放散量はF☆☆☆☆とする。

・エアタイトケース内部での使用が想定される什器のクロス貼りなどに使用する接着剤はでんぶん系(F☆☆☆☆)とし、有害物質の放散が極小のものを使用する。

・ほぞ、ほぞ穴には、接着剤を塗布し、深さは材厚の2/3程度とする。

・使用する接着剤は、製品とその提供者に関する基本的な情報(製品名、製品コード、供給者の会社名称・住所・電話番号等)を事前に監督員に提示し、製品の使用に関する承認を受けること。

・だぼ接合に用いる場合は、必要な箇所には木ねじを用い、釘を使用しない。

・白熱灯又は蛍光灯等を組み込む場合は、使用する部品の見本を取り寄せ、設計者の確認及び監督員の承認を受ける。また、必要に応じて空気孔を設ける。その開口要領については、製造者側に確認する。

・塗装を行う場合は、甲板類は2液形ポリウレタン樹脂塗装とし、その他はクリアラッカーとする。ポリウレタン樹脂塗装を行う場合は、無黄変タイプを使用する。

・紫外線吸収剤の適用 ・あり ・なし

・壁付きの場合は、下地補強までを製作図に明記して、設計者の確認及び監理者の承認を受ける。

・家具の転倒防止対策を確認する。

・エアタイトケース内部での使用が想定される什器のクロス貼りなどに使用する接着剤はでんぷん系(F☆☆☆☆)とし、有害物質の放散が極小のものを使用する。

・ほぞ、ほぞ穴には、接着剤を塗布し、深さは材厚の2/3程度とする。

・使用する接着剤は、製品とその提供者に関する基本的な情報(製品名、製品コード、供給者の会社名称・住所・電話番号等)を事前に監督員に提示し、製品の使用に関する承認を受けること。

・だば接合に用いる場合は、必要な箇所には木ねじを用い、釘を使用しない。

・白熱灯又は蛍光灯等を組み込む場合は、使用する部品の見本を取り寄せ、設計者の確認及び監督員の承認を受ける。また、必要に応じて空気孔を設ける。その開口要領については、製造者側に確認する。

・塗装を行う場合は、甲板類は2液形ポリウレタン樹脂塗装とし、その他はクリアラッカーとする。ポリウレタン樹脂塗装を行う場合は、無黄変タイプを使用する。

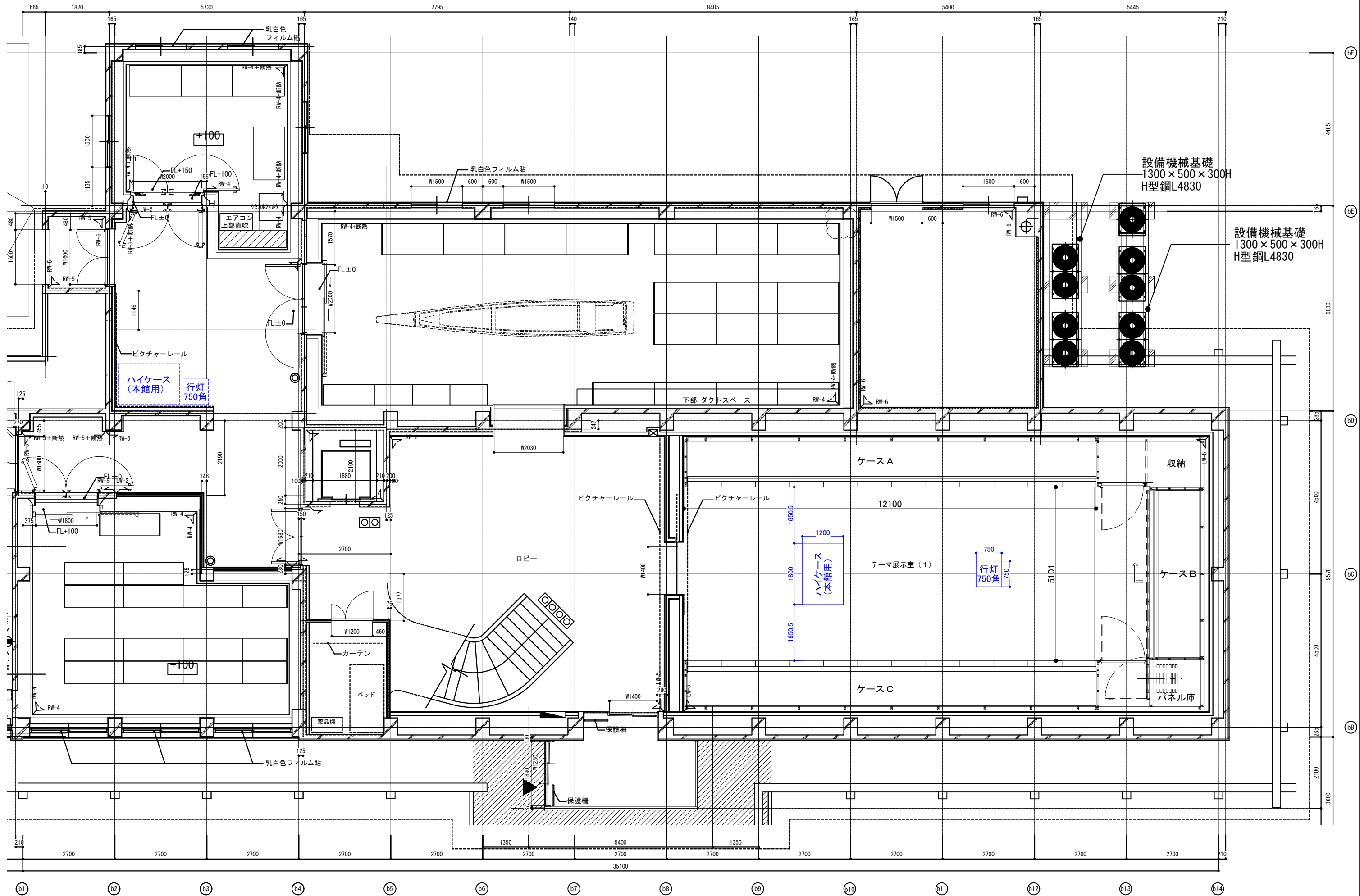
・紫外線吸収剤の適用 ・ あり ・ 

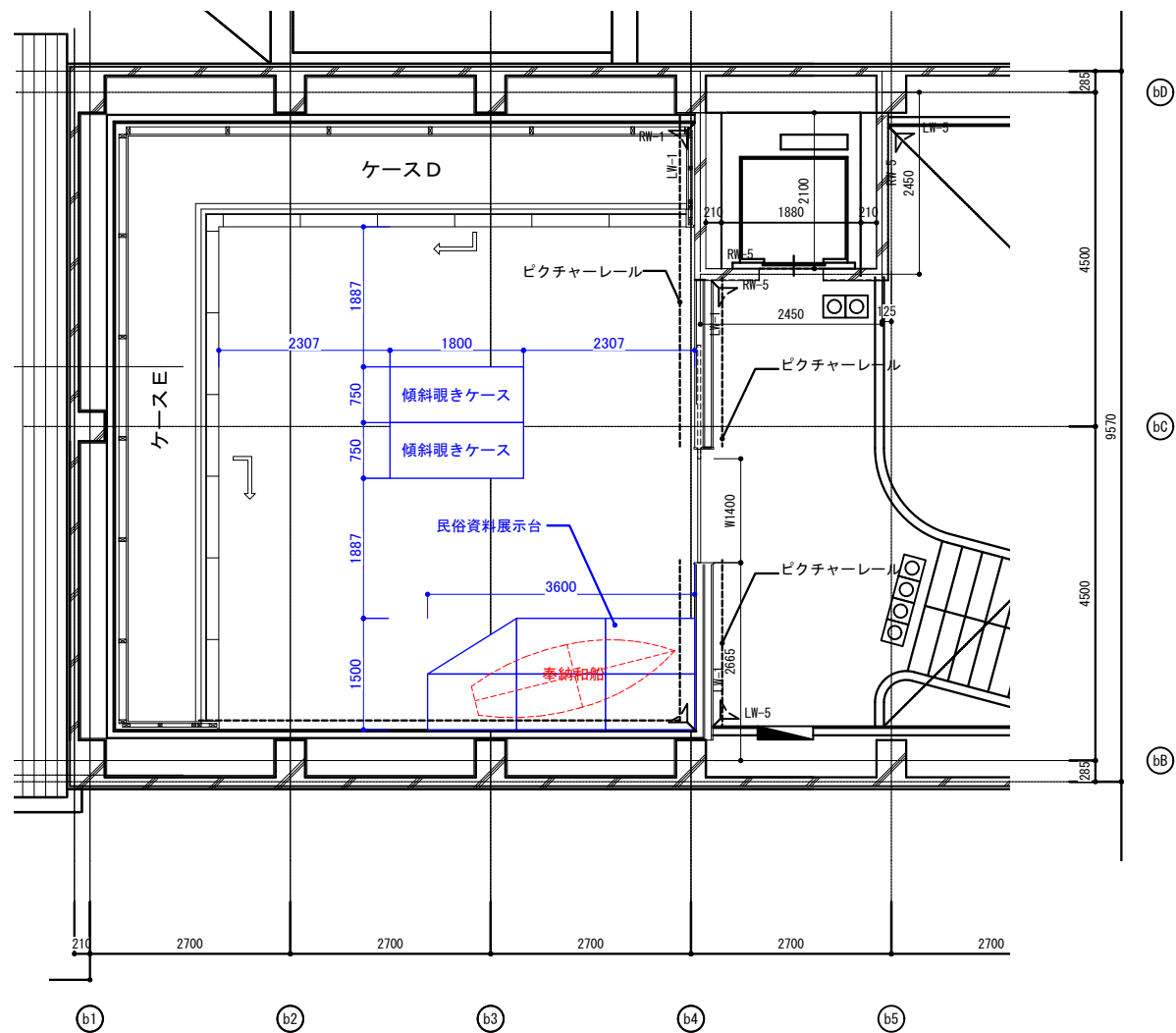
・壁付きの場合は、下地補強までを製作図に明記して、設計者の確認及び監理者の承認を受ける。

・家具の転倒防止対策を確認する。

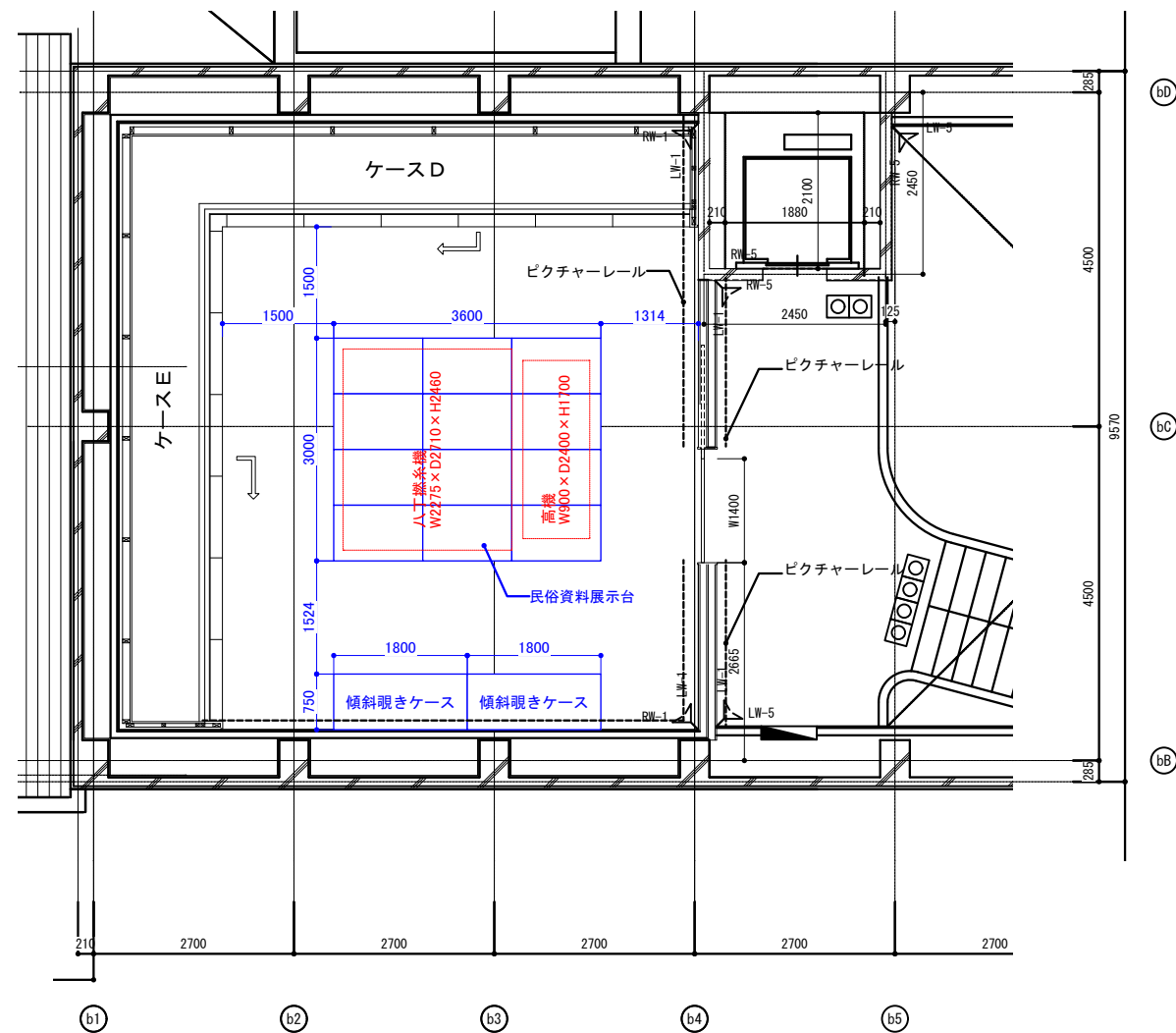
5 一般展示什器	4. ガラス加工	1)一般事項
		・硝子の切断面は磨き加工とし整形する。硝子の取付の際し、硝子の下部に硬質ゴムなどのクッション材を置き、またシリコンコーキングを施す前にガラスの左右に発砲ポリスチレン材などのバックアップ材を用いる。
		・板硝子の品種、板厚寸法、使用場所は図面及び仕様書による。
		・取扱いは吸盤を使用、充分慎重に行い、特に硝子縁部に損傷を与えぬように注意すること。
		2)硝子及びフィルム(飛散防止シート)の品種及び規格等
		⊙ フロート板ガラス JIS R3202 ・ 高透過低反射合わせガラス JIS R3205
		・ 強化ガラス JIS R3206 ⊙ 高透過ガラス JIS R3202
		⊙ ガラスフィルム JIS A5759 ⊙ 低反射ガラス JIS A5759
		3)硝子取付シール材の分類
		・金属製硝子サッシュ接着用: シリコン2液性(防カビタイプ) B種(低モジュラス)
		・硝子と硝子の接着用: シリコン系シーリング1液性(防カビタイプ) A種(高モジュラス)
		4)養生・清掃
		硝子取付後は破損、汚染などの防止のため、貼紙などで目印を施し、破損を生じた場合は直ちに取替え、又汚染した時は完全に取り去り、磨き粉の後を残さぬように磨くこと。

A 平面展開図

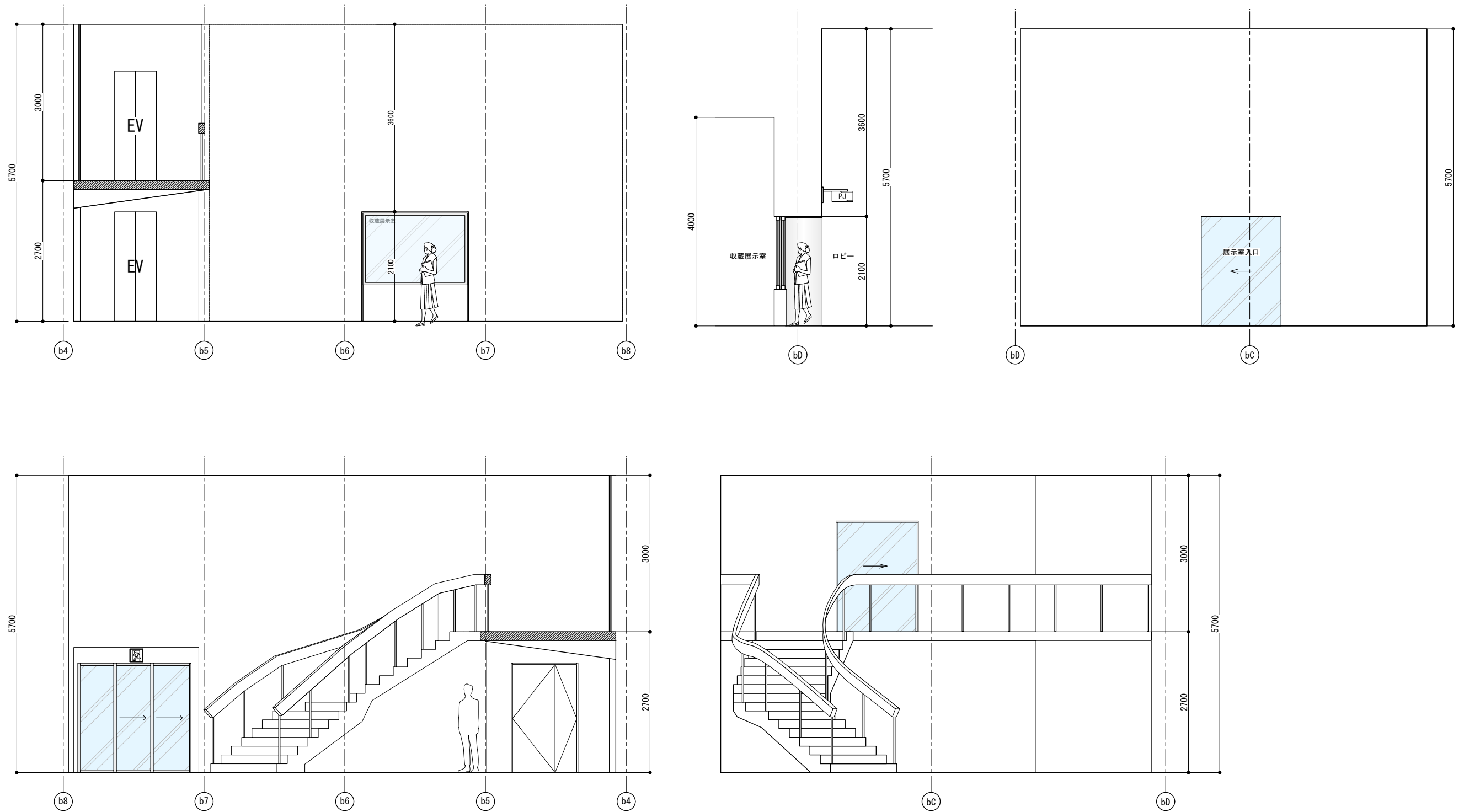


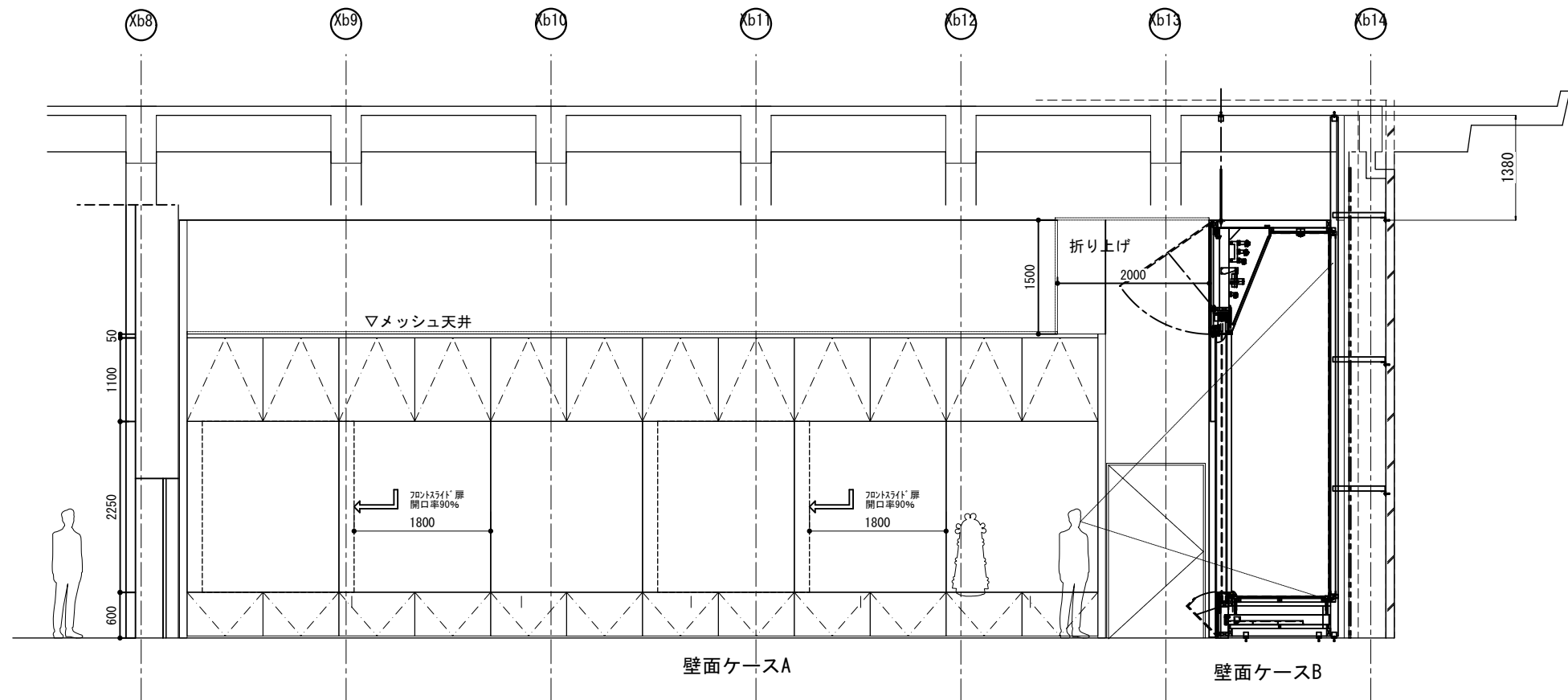


レイアウトA

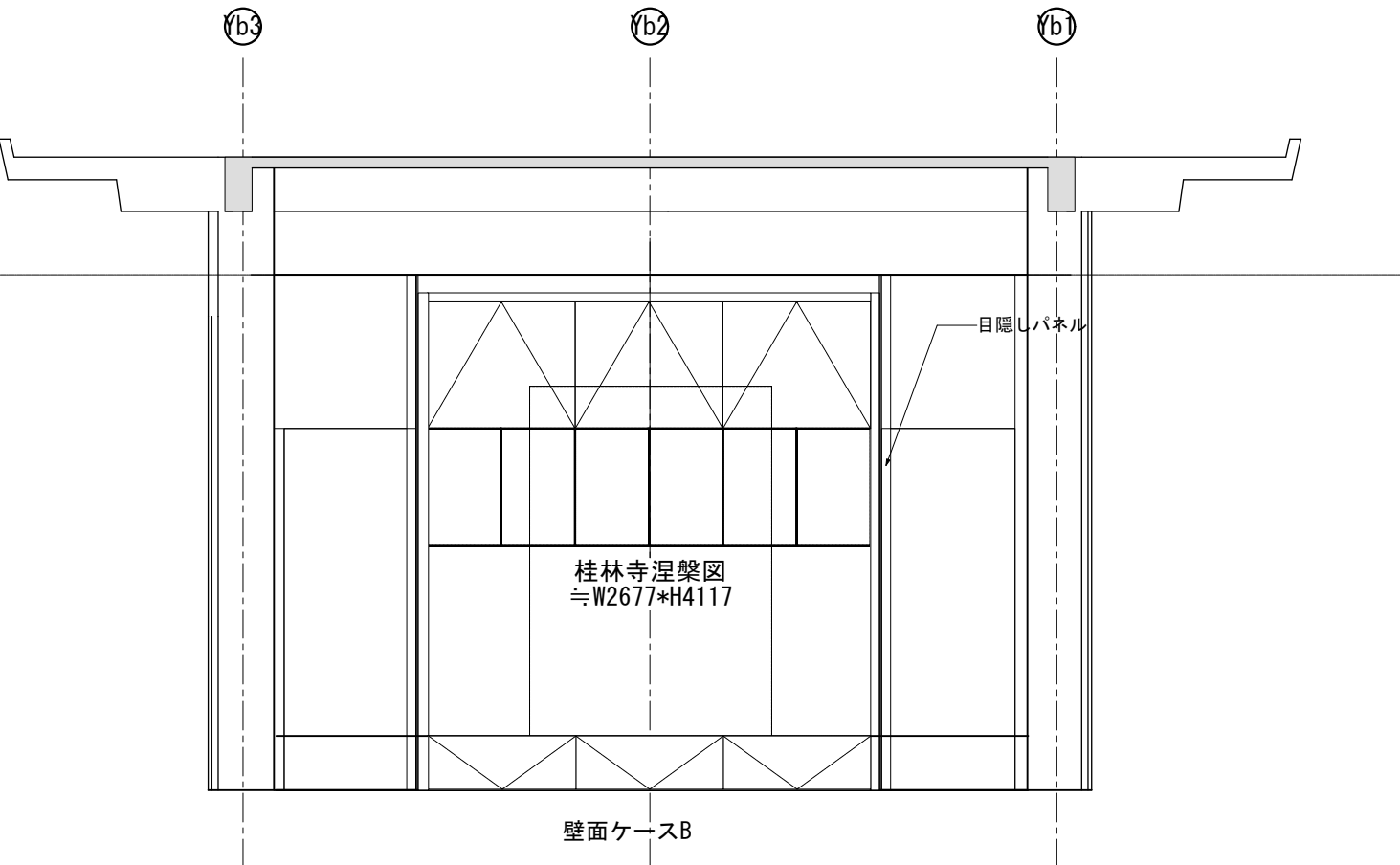


レイアウトB

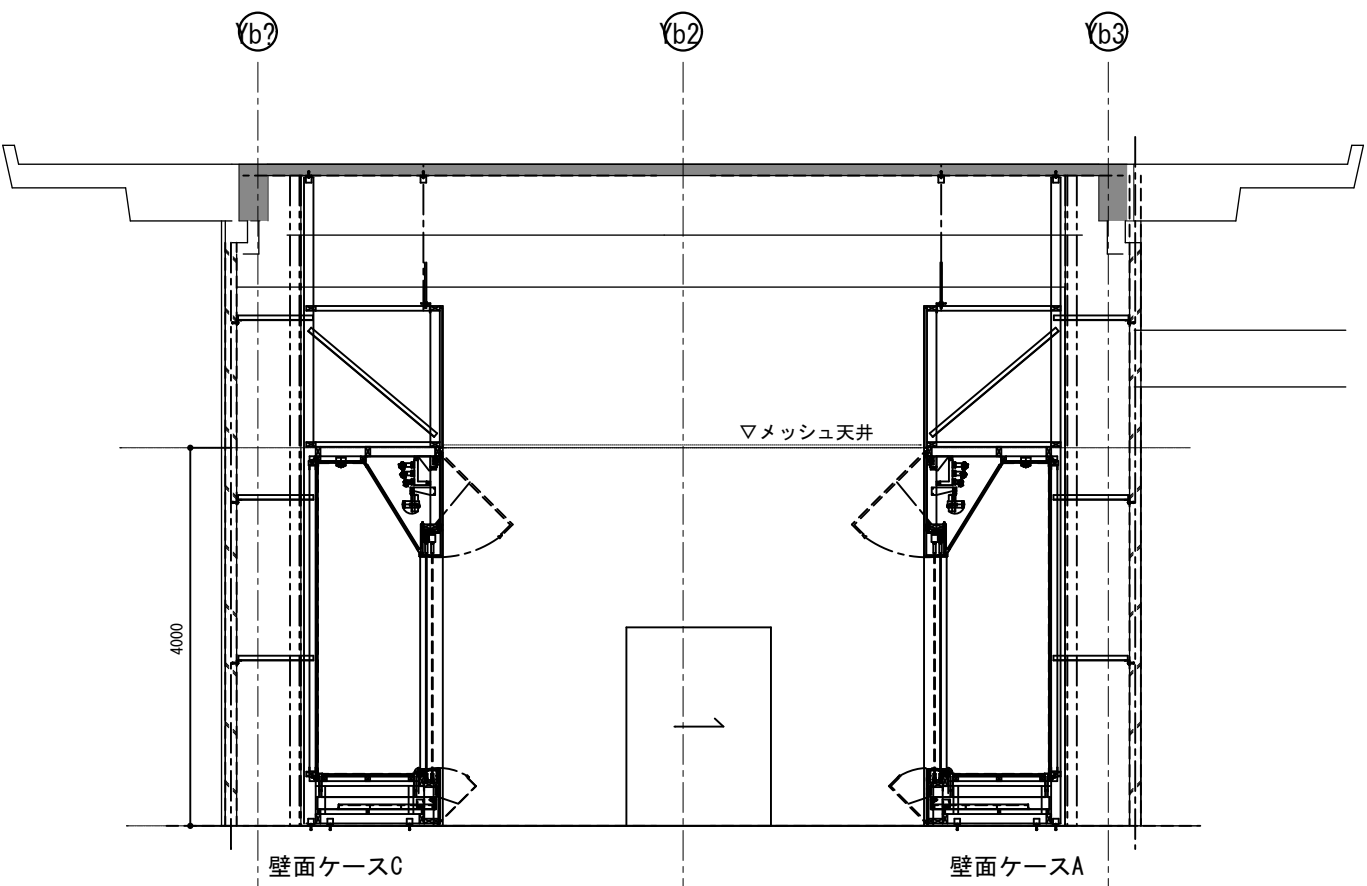




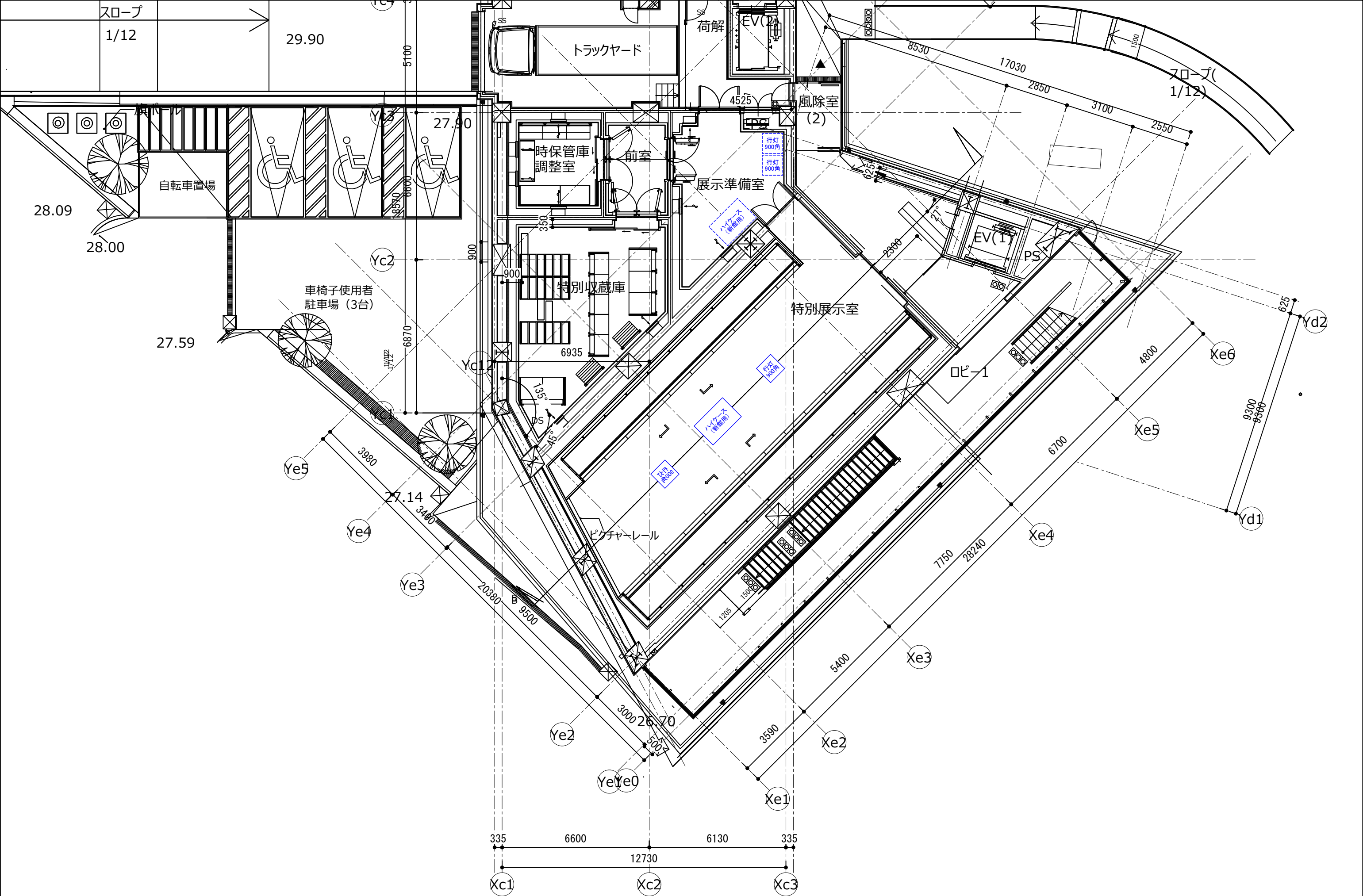
テーマ展示室1 展開断面図A



テーマ展示室1 展開図B

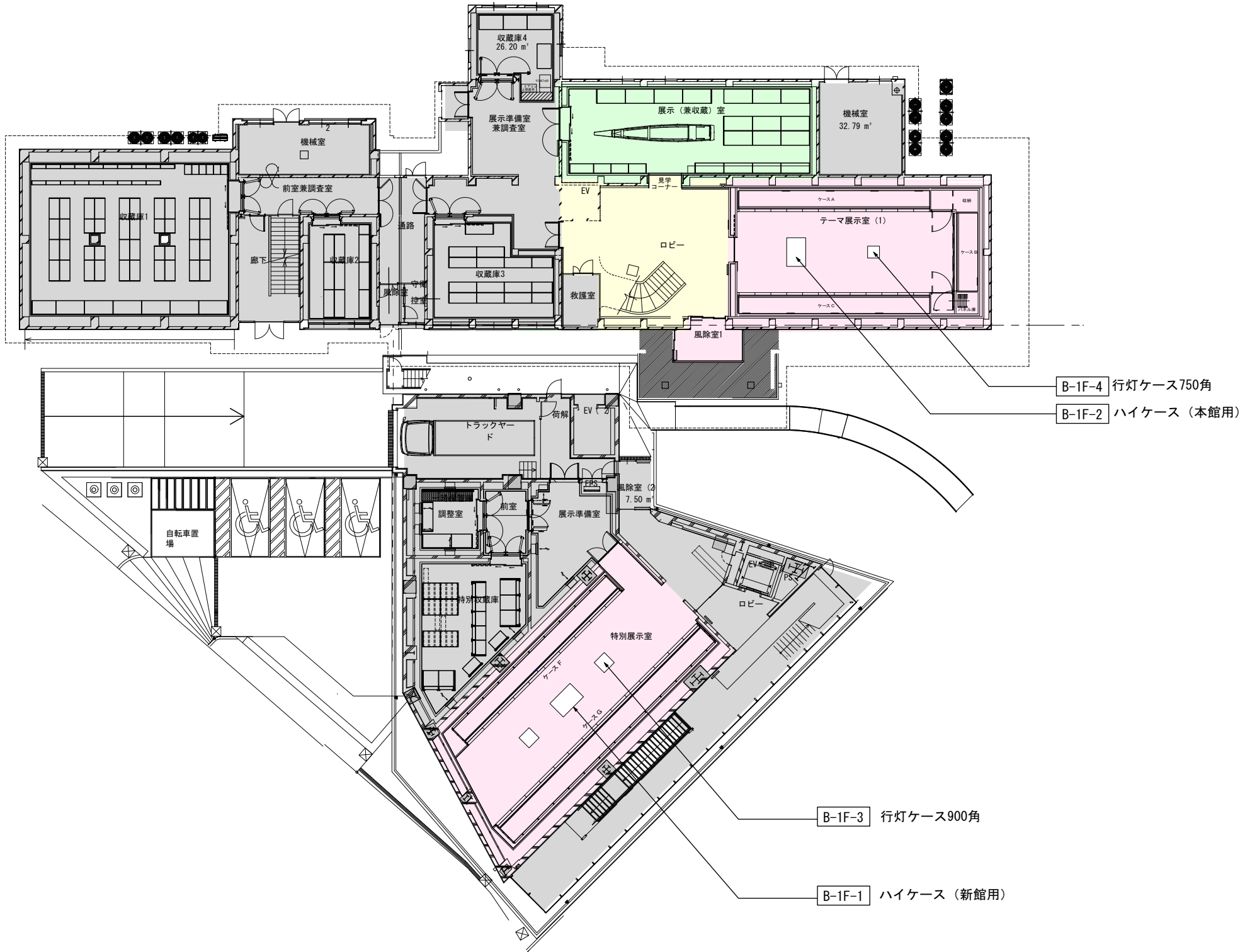


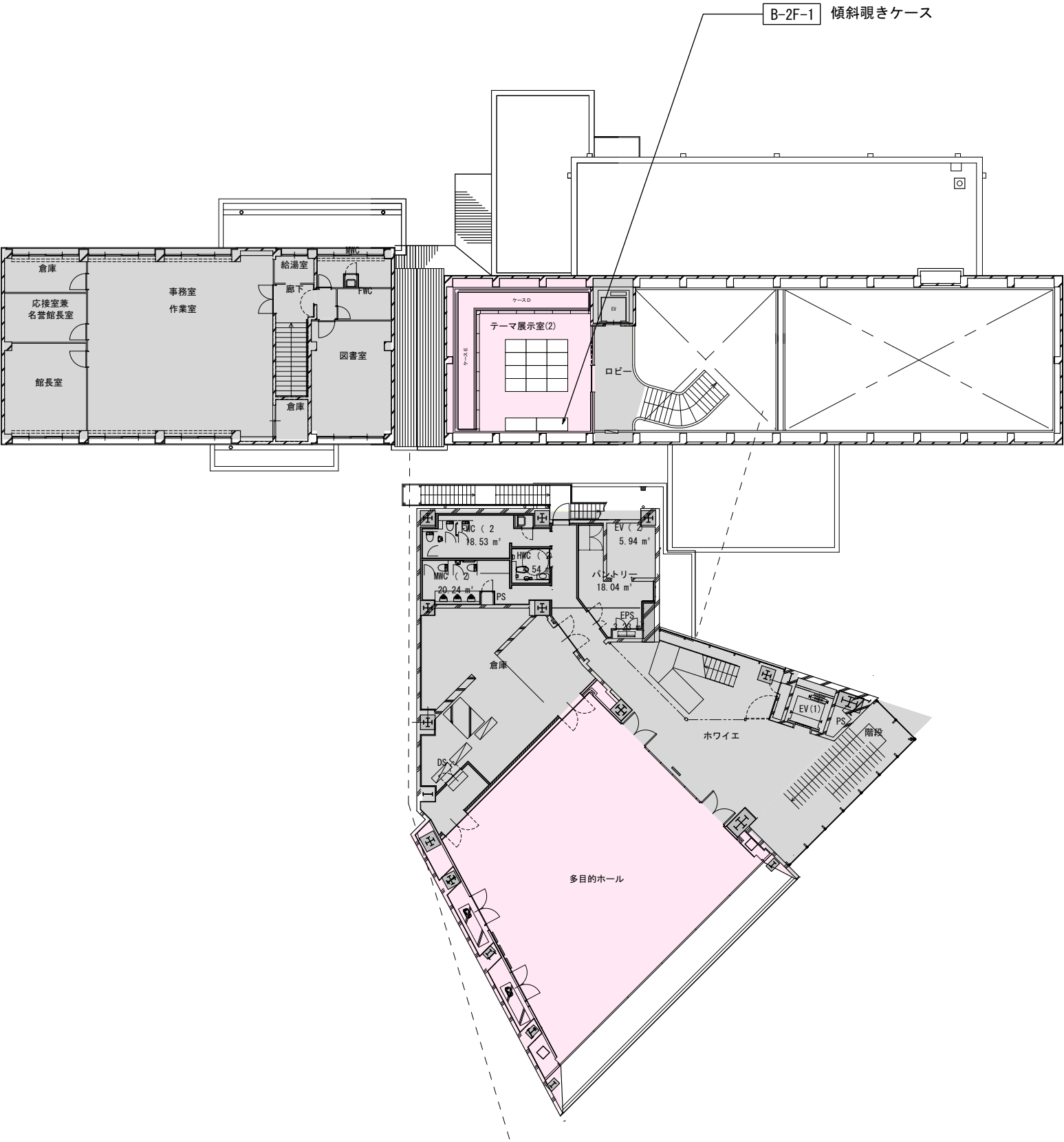
テーマ展示室1 展開断面図D

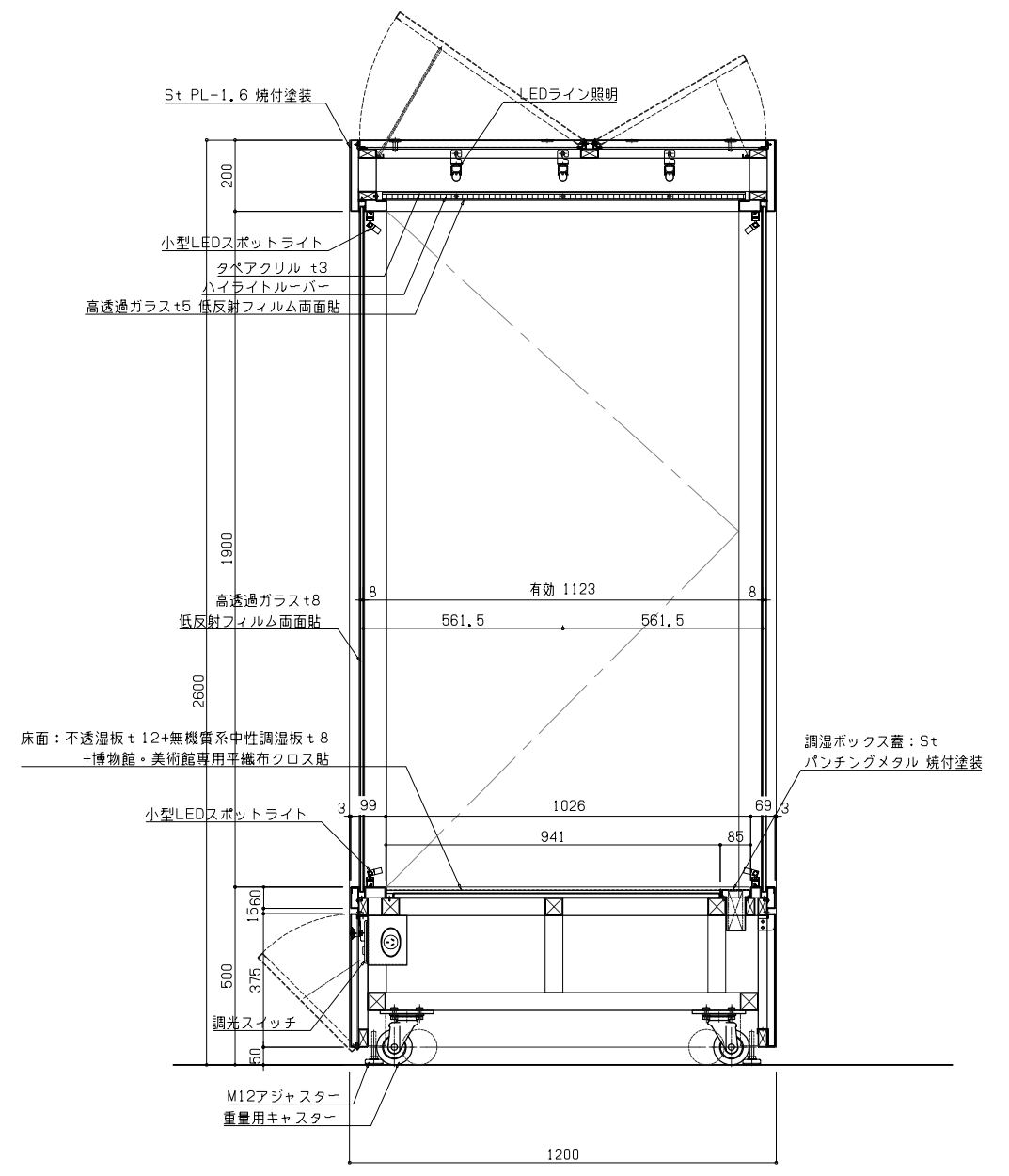
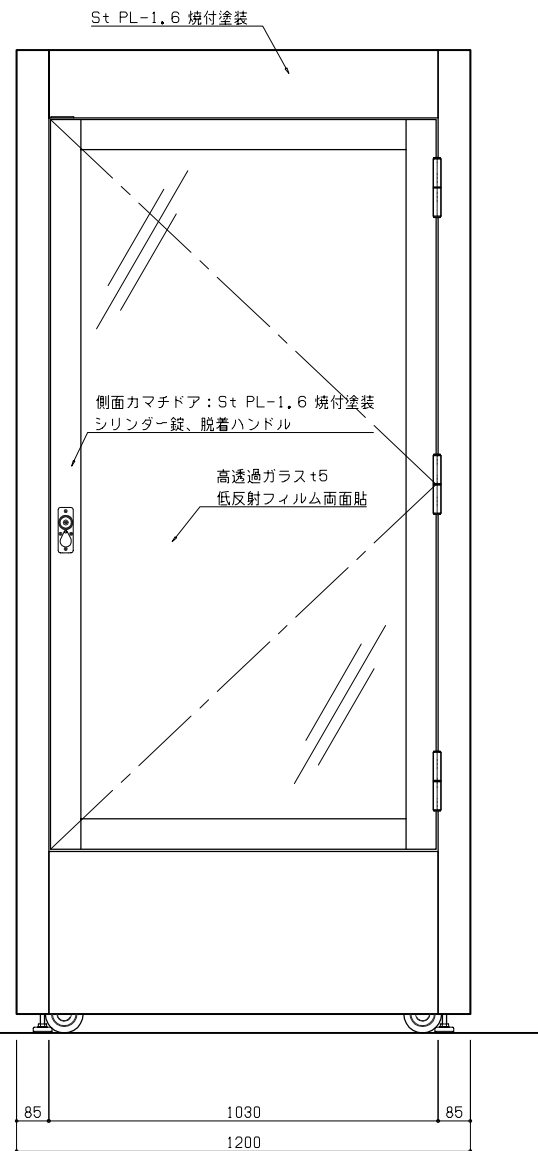
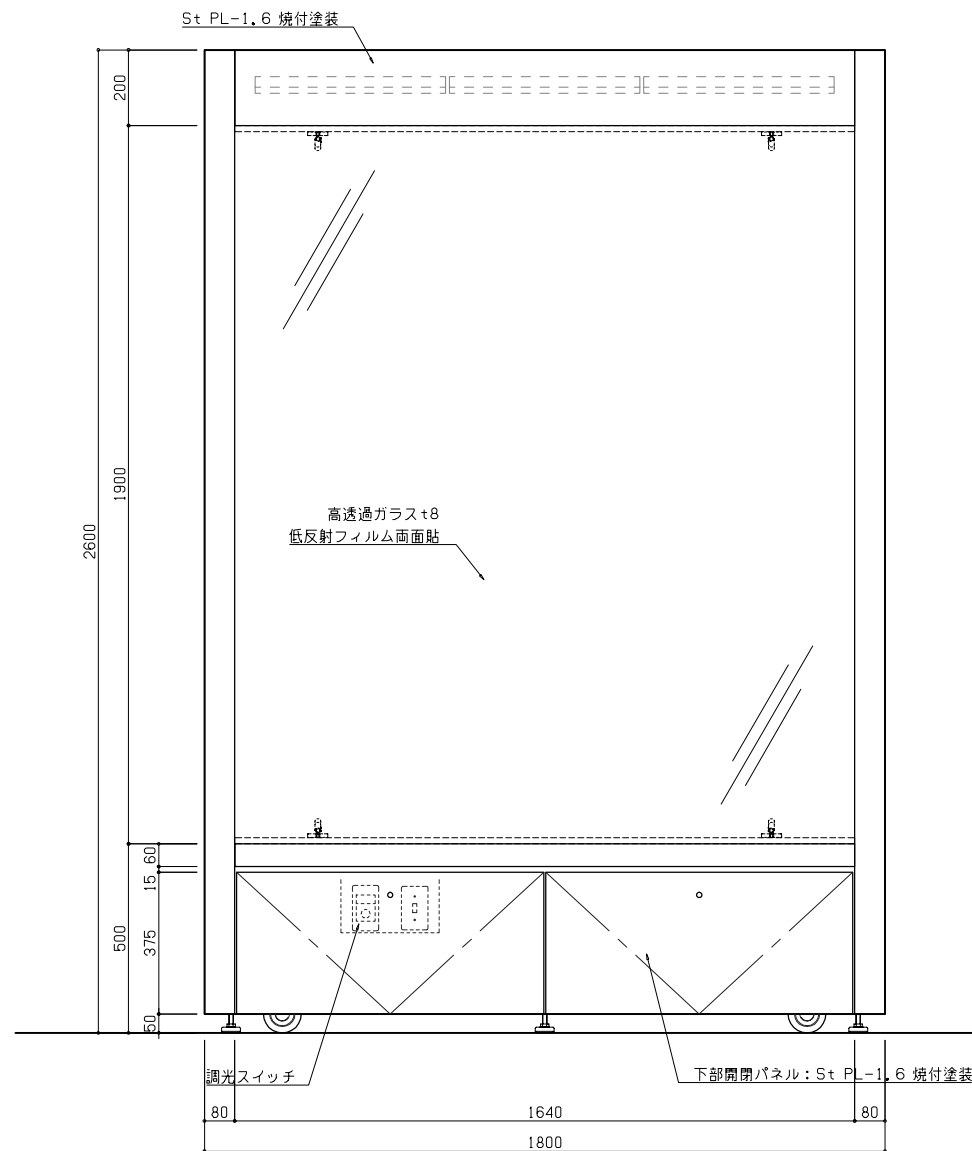
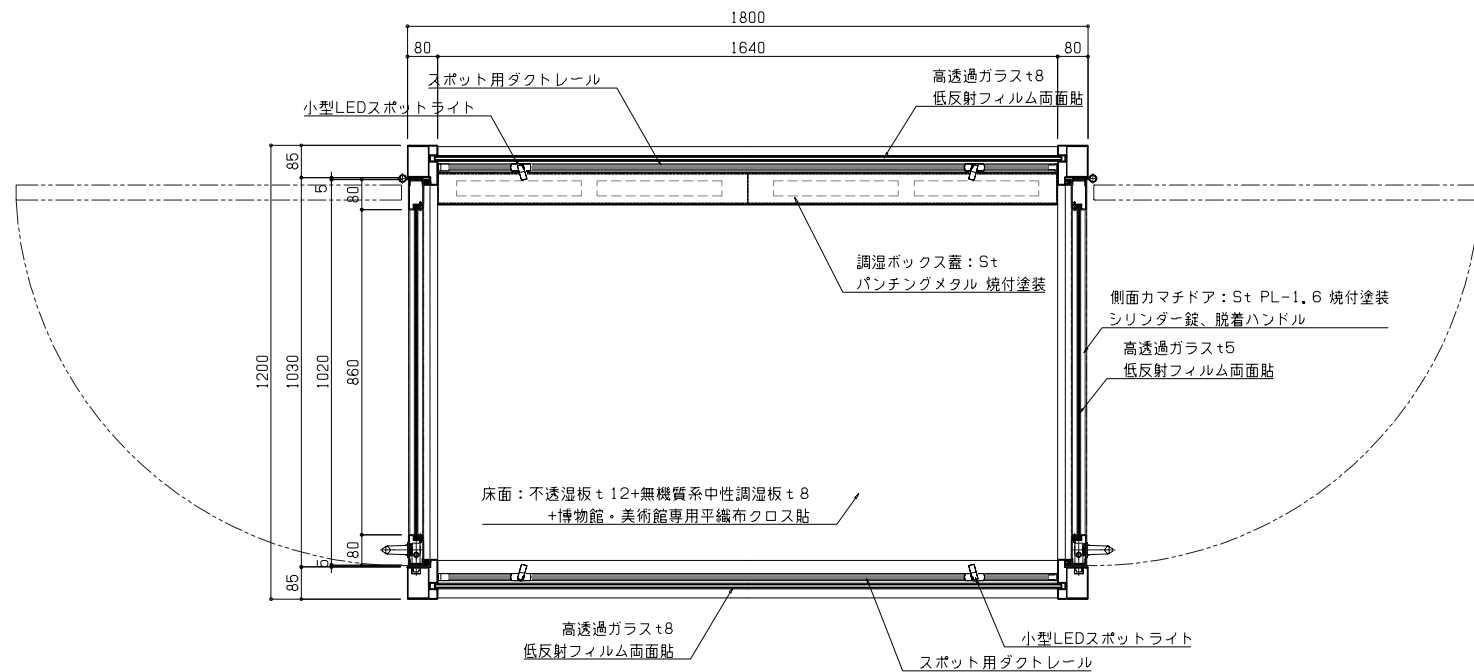


京都府教育庁 Kyoto Prefectural Department of Education	設計 磐石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.	法務省登録 構造設計一級建築士 長岡 寛之 国土交通省登録 建築設計一級建築士 田中 宏樹 本図(仕様書)に記載された事項は、機 密情報として扱われることと承認した。 構造設計一級建築士 長岡 寛之 国土交通省登録 建築設計一級建築士 田中 宏樹 国土交通省登録 建築設計一級建築士 田中 宏樹 本図(仕様書)に記載された事項は、機 密情報として扱われることと承認した。 構造設計一級建築士 長岡 寛之 国土交通省登録 建築設計一級建築士 田中 宏樹	製作日 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大田 豊 318359号 松田 修平 日付	設計者 一級建築士 大田 豊 318359号 松田 修平 担当者	検 図		施設名	京都府立丹後郷土資料館	図 名	新館1F 平面図	A-06
								業務名	丹後郷土資料館整備に係る展示什器等制作業務	縮 尺	1/75 (A1) 1/150 (A3)	

B 展示ケース

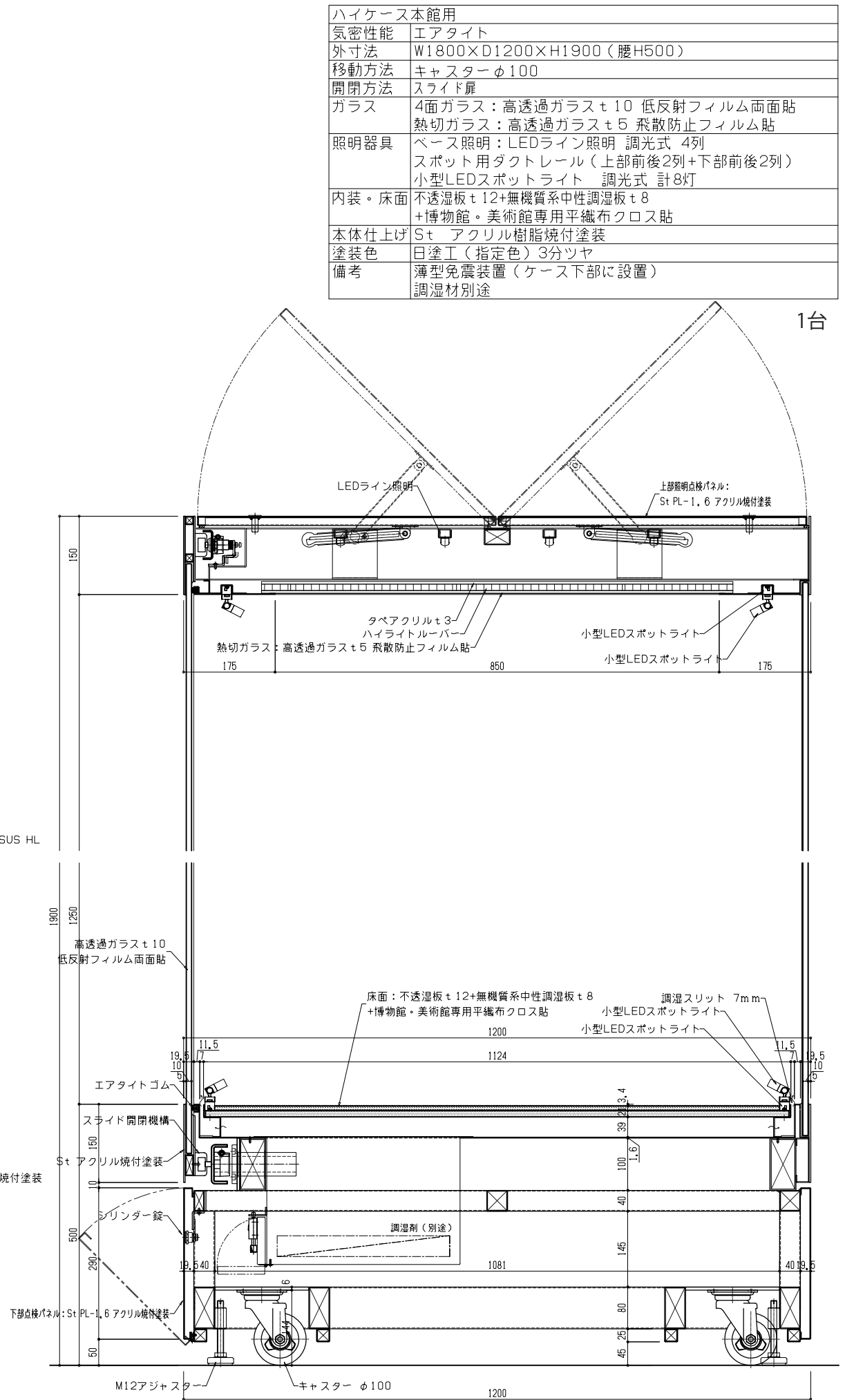
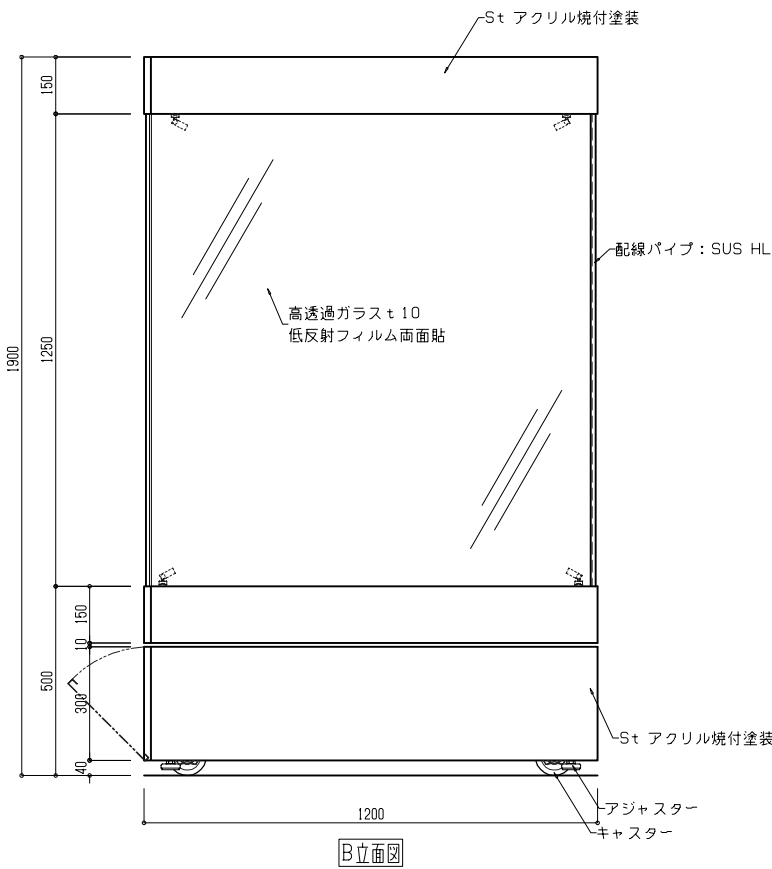
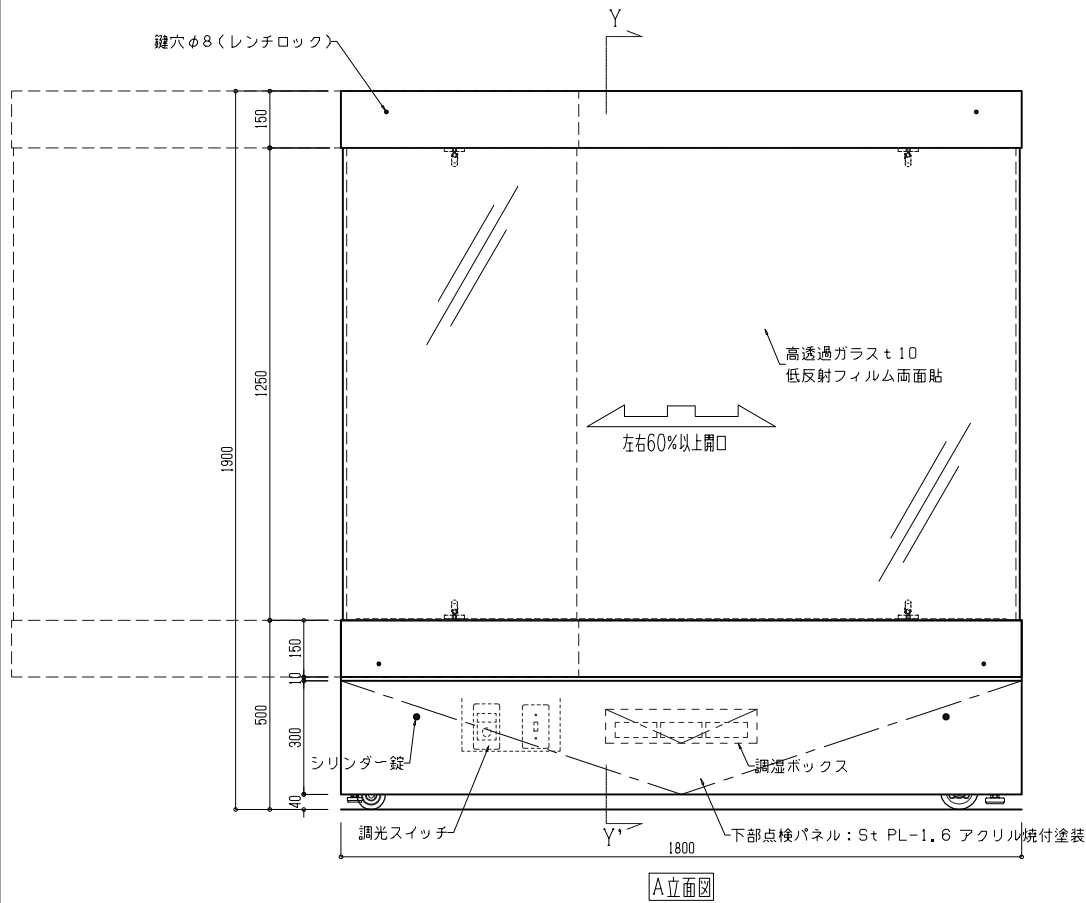
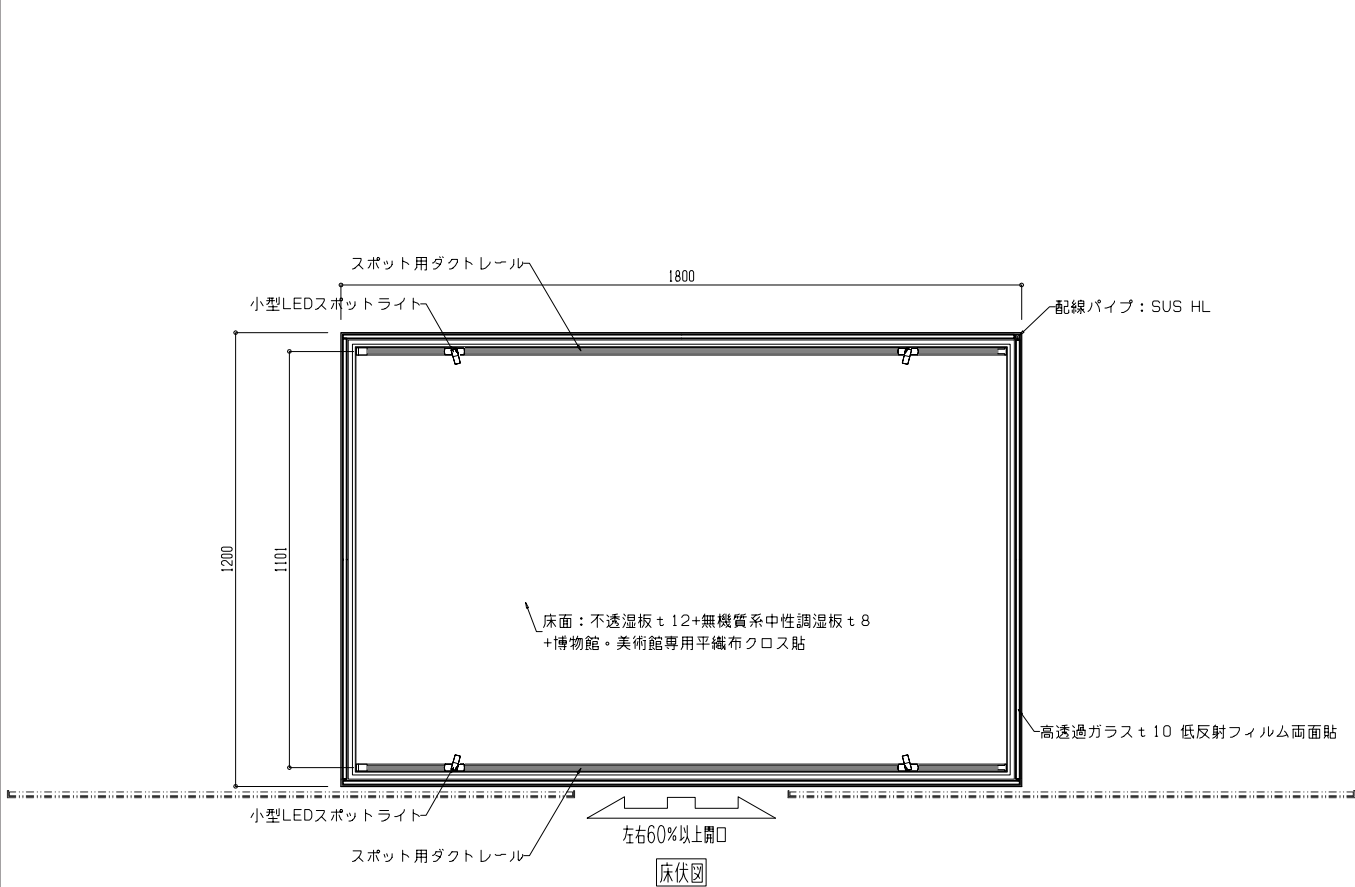




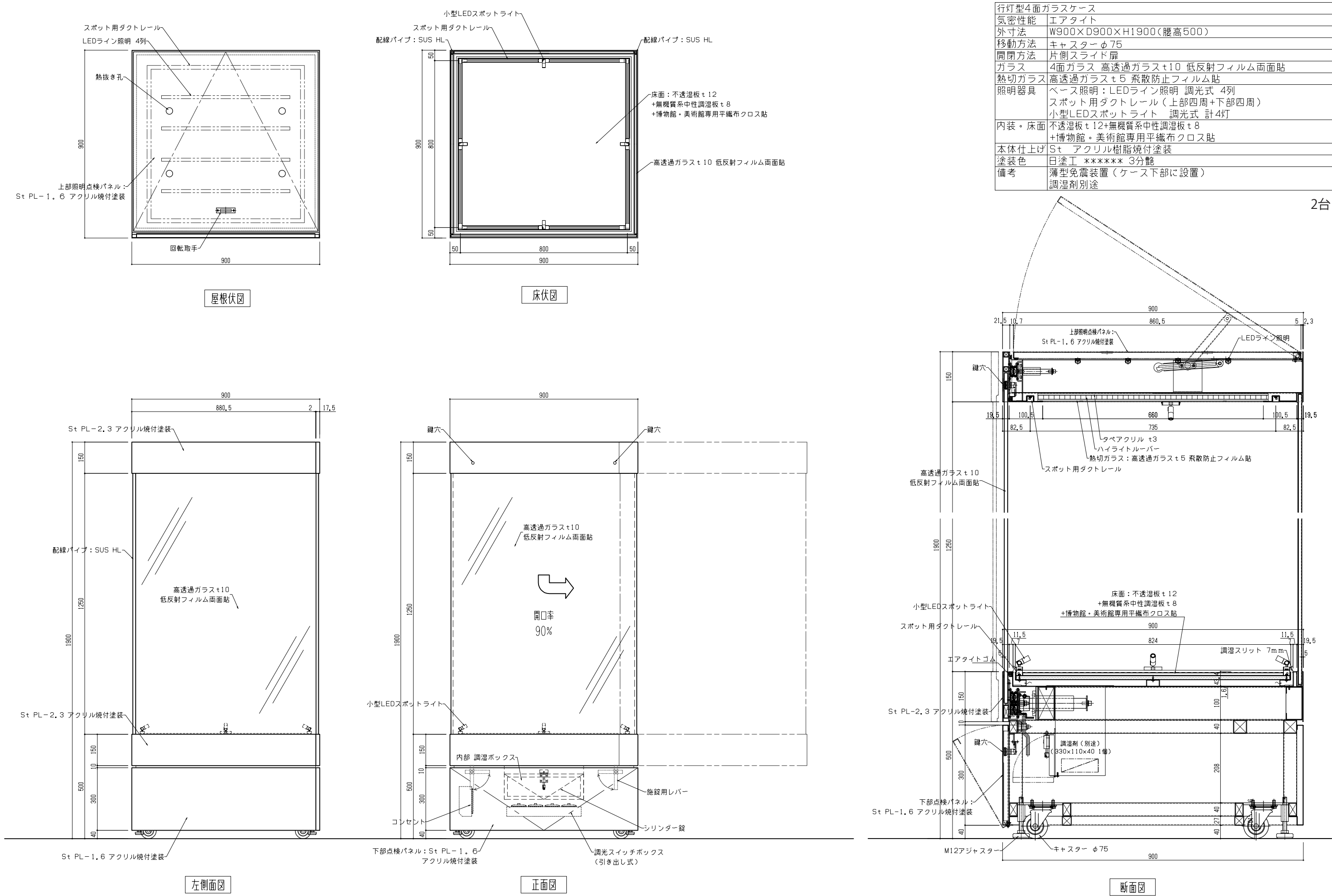


ハイケース新館用	
気密性能	エアタイト
外寸法	W1800×D1200×H2600（腰H500）
移動方法	キャスターφ100
開閉方法	両側面片開きカマチ扉
ガラス	正面背面：高透過ガラスt8 低反射フィルム両面貼 側面：高透過ガラスt5 低反射フィルム両面貼 熱切ガラス：高透過ガラスt5 飛散防止フィルム貼
照明器具	ベース照明：LEDライン照明 調光式 3列 スポット用ダクトレール（上部前後2列+下部前後2列） 小型LEDスポットライト 調光式 計8灯
内装・床面	不透湿板 t 12+無機質系中性調湿板 t 8 +博物館。美術館専用平織布クロス貼
本体仕上げ	St アクリル樹脂焼付塗装
塗装色	日塗工（指定色）3分ツヤ
備考	薄型免震装置（ケース下部に設置） 調湿材別途

台



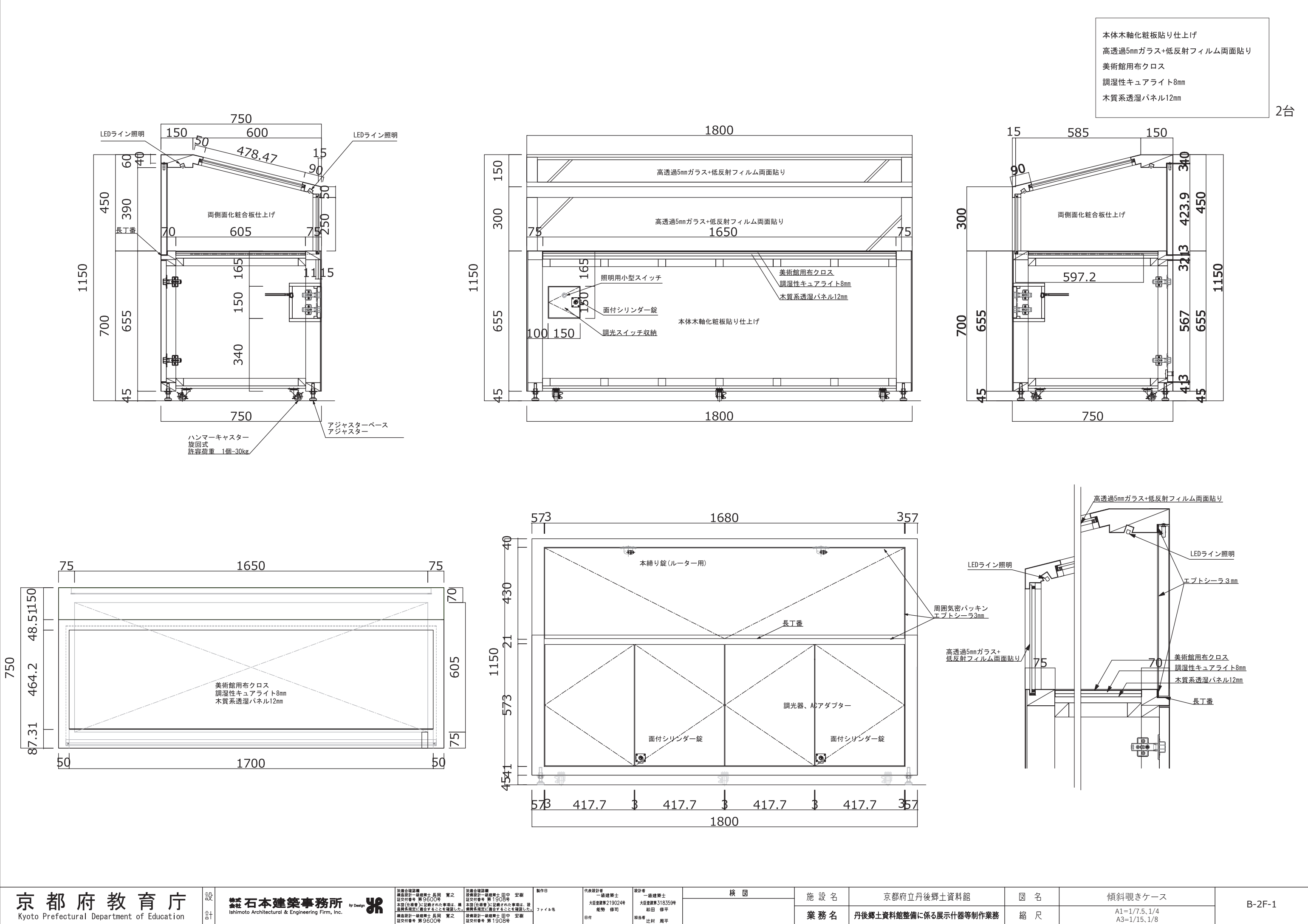
ハイケース本館用	
気密性能	エアタイト
外寸法	W1800×D1200×H1900 (腰H500)
移動方法	キャスターφ100
開閉方法	スライド扉
ガラス	4面ガラス: 高透過ガラス t 10 低反射フィルム両面貼 熱切ガラス: 高透過ガラス t 5 飛散防止フィルム貼
照明器具	ベース照明: LEDライン照明 調光式 4列 スポット用ダクトレール (上部前後2列+下部前後2列) 小型LEDスポットライト 調光式 計8灯
内装・床面	不透湿板 t 12+無機質系中性調湿板 t 8 +博物館・美術館専用平織布クロス貼
本体仕上げ	St アクリル樹脂焼付塗装
塗装色	白塗工 (指定色) 3分ツヤ
備考	薄型免震装置 (ケース下部に設置) 調湿材別途



2台

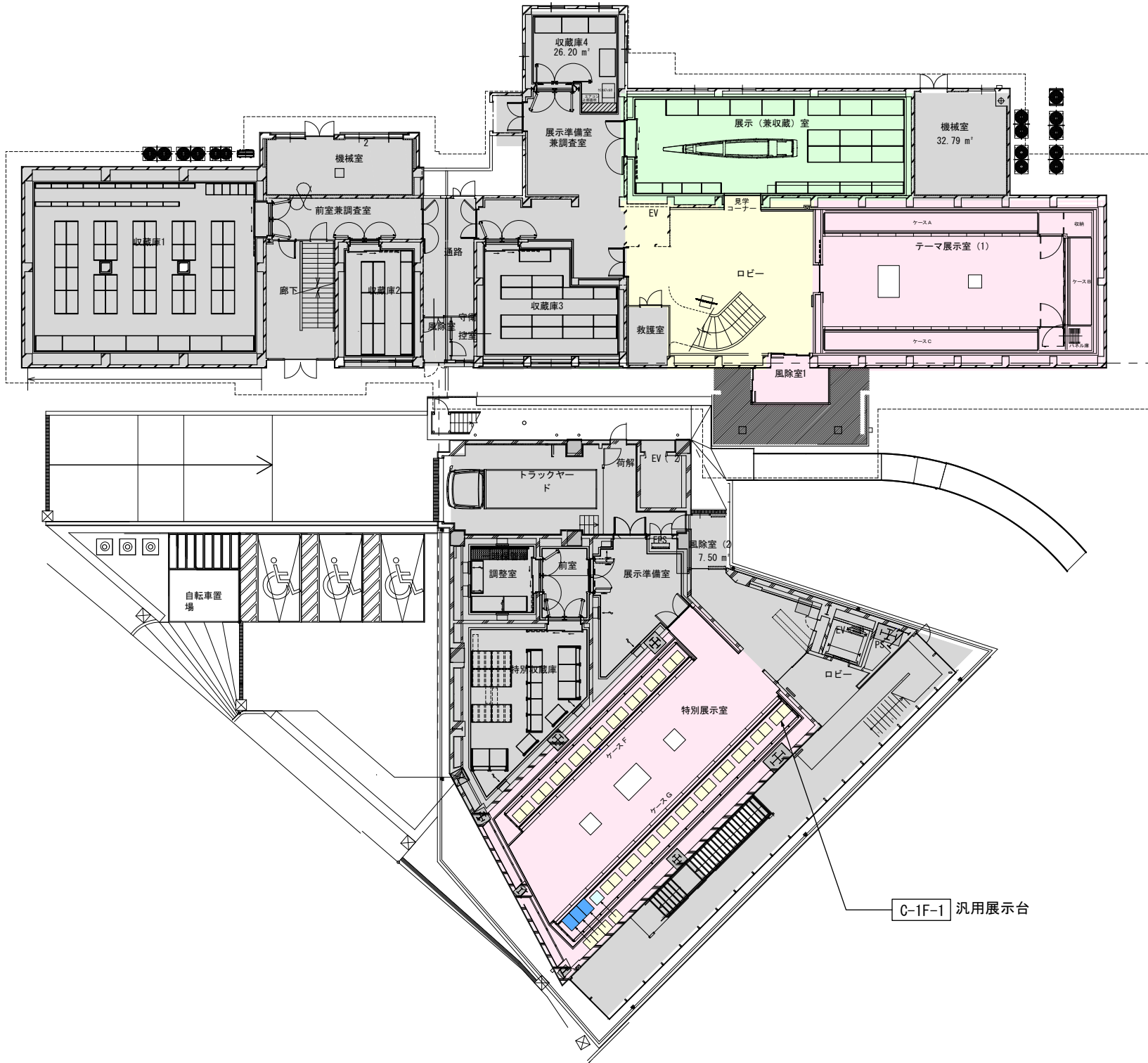
1台





京都府教育庁 Kyoto Prefectural Department of Education	設計 株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.	監理 株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.	設計 株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.	監理 株式会社 石本建築事務所 Ishimoto Architectural & Engineering Firm, Inc.	製作日 ファイル名	代表設計者 一級建築士 大庭直樹 第219024号 日付	設計者 一級建築士 大庭直樹 第318359号 担当 辻村 周平	模 図		施設名	京都府立丹後郷土資料館	図 名	傾斜覗きケース A1=1/7.5, 1/4 A3=1/15, 1/8	縮 尺	B-2F-1
								業 務 名		丹後郷土資料館整備に係る展示什器等制作業務					

C 展示造作什器

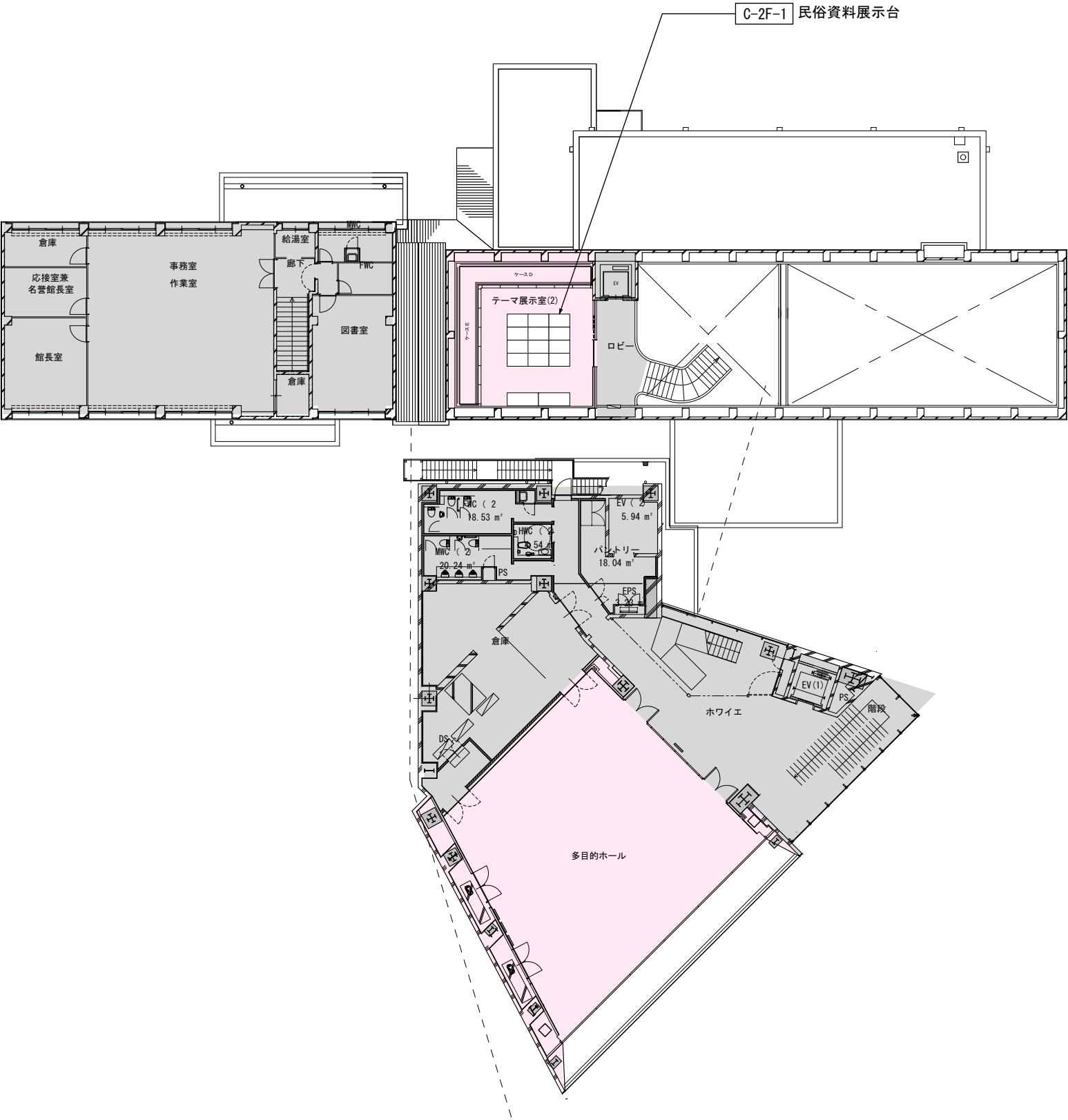


汎用

C-1F-1 汎用展示台

- 調整台/天板 ×42
- 傾斜台 ×1
- 新館壁面ケース専用（絵巻用）傾斜台 ×3

C-1F-1 汎用展示台



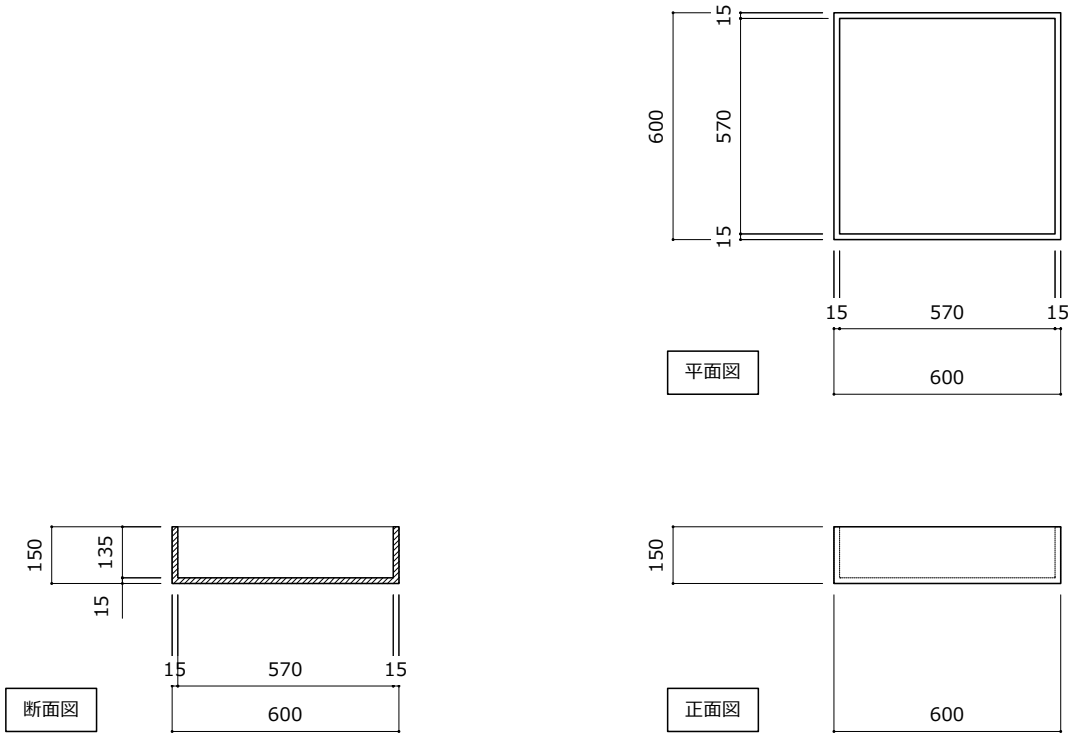
汎用

C-2F-1 民俗資料展示台

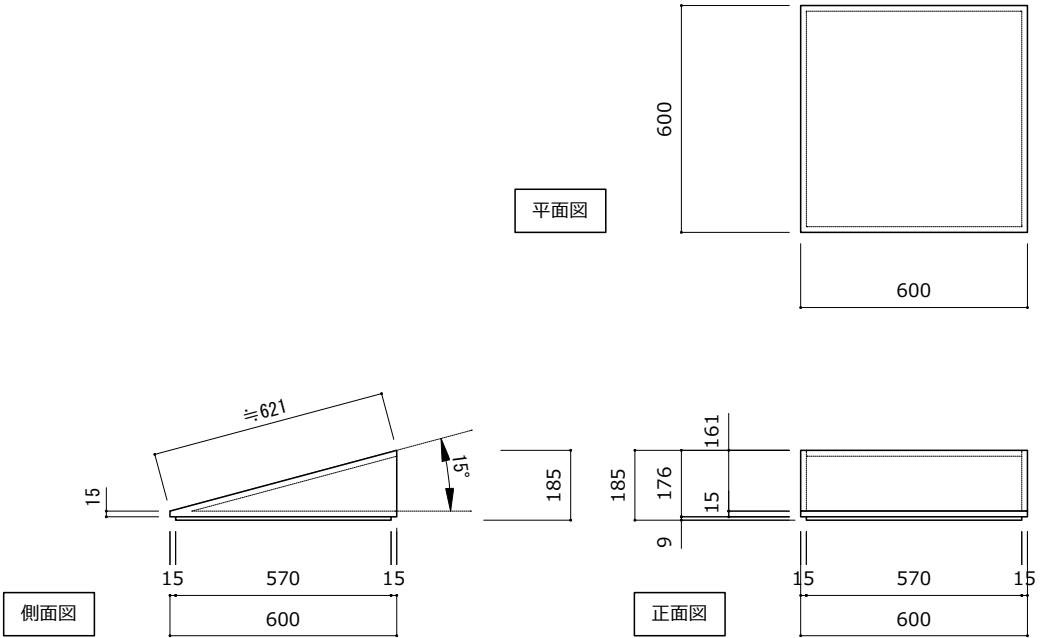
長方形/天板×12

三角形/天板×2

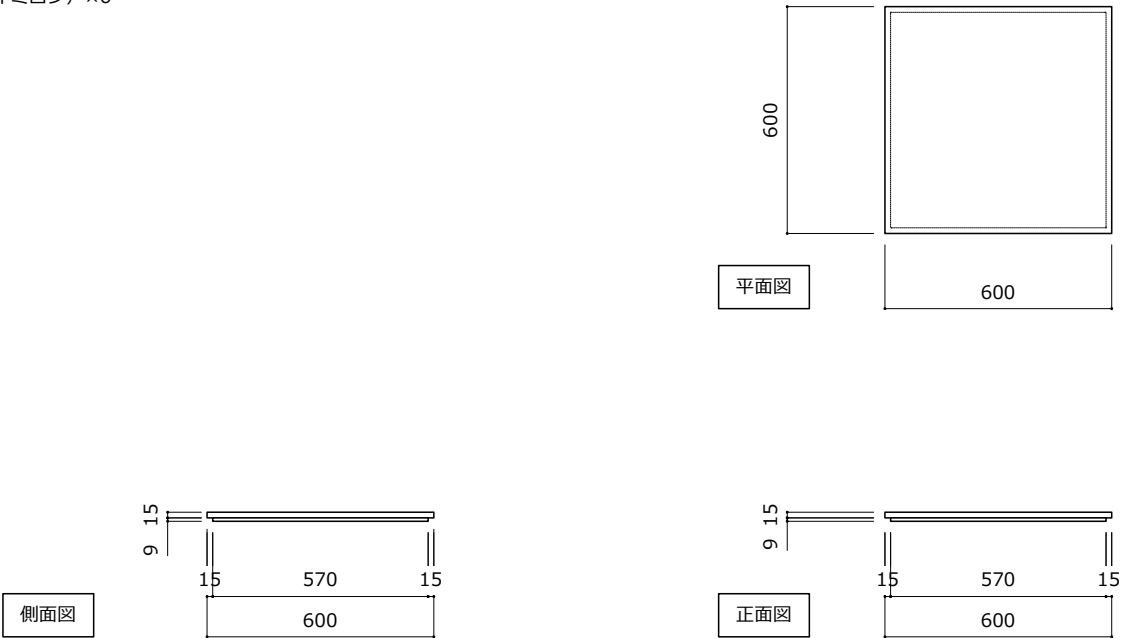
調整台W600×D600×H150 ×42
仕様：防虫合板t=15
ミュージアムクロス仕上げ



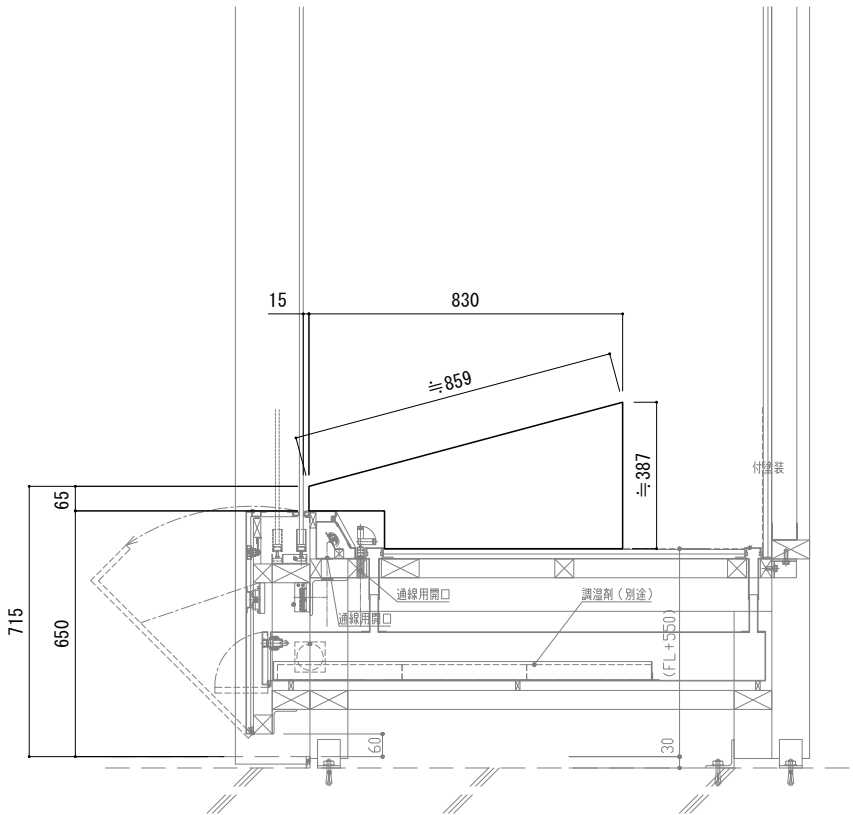
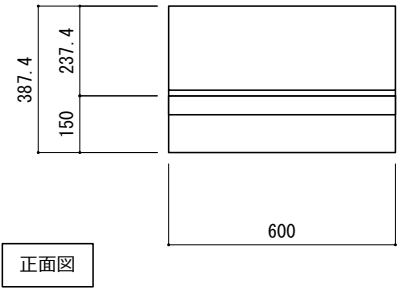
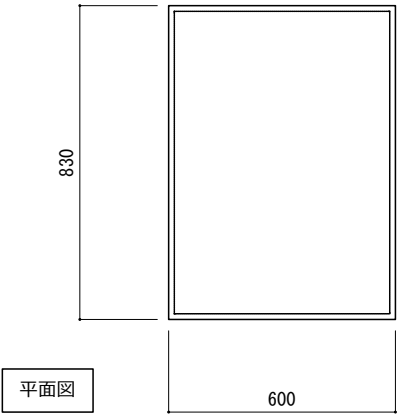
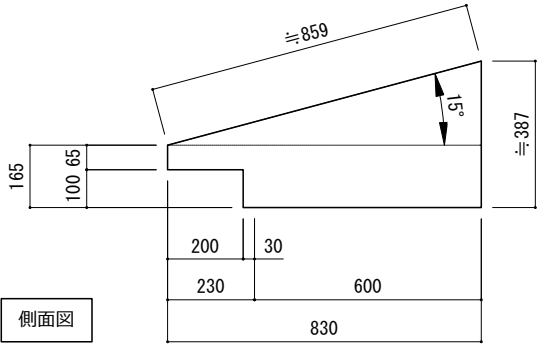
傾斜台（大）W600×D600×H185 ×1
仕様：防虫合板t=15 ミュージアムクロス仕上げ



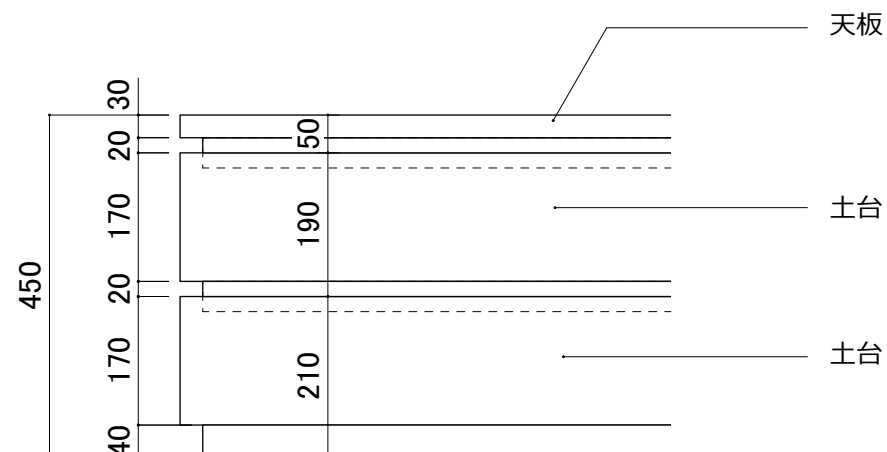
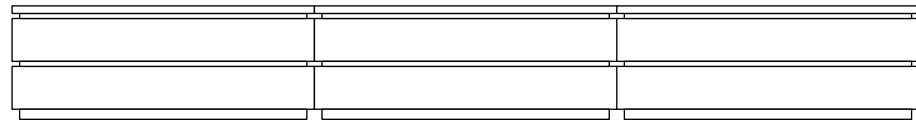
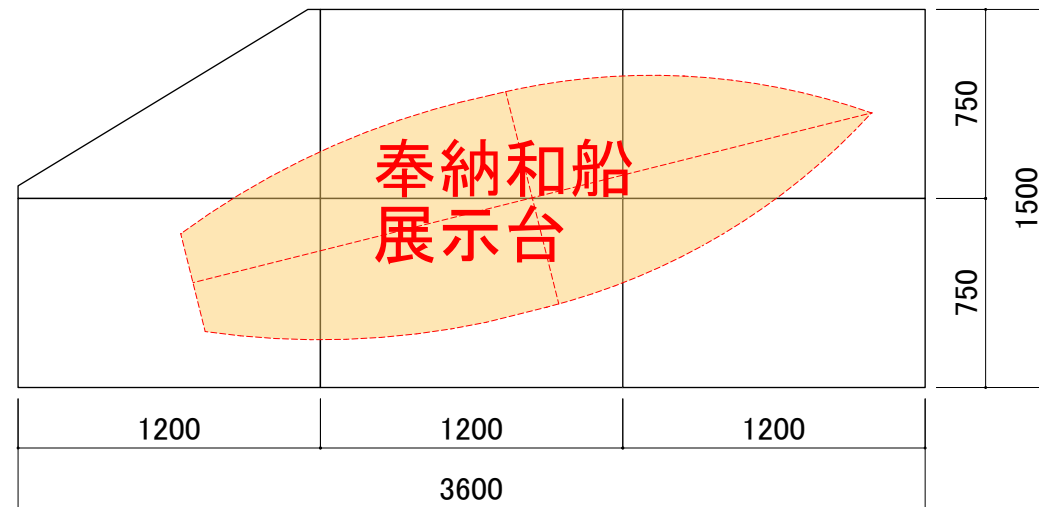
天板W600×D600×H15
仕様：白（ミュージアムクロス仕上げ）×20
グレー（ミュージアムクロス仕上げ）×6
黒（ミュージアムクロス仕上げ）×6
赤（ハイミロン）×6



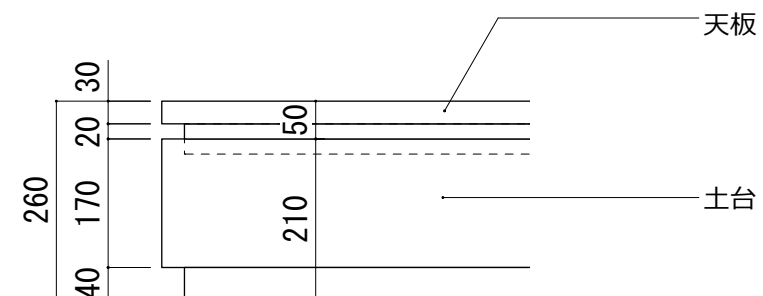
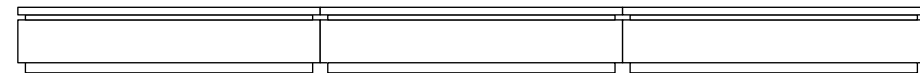
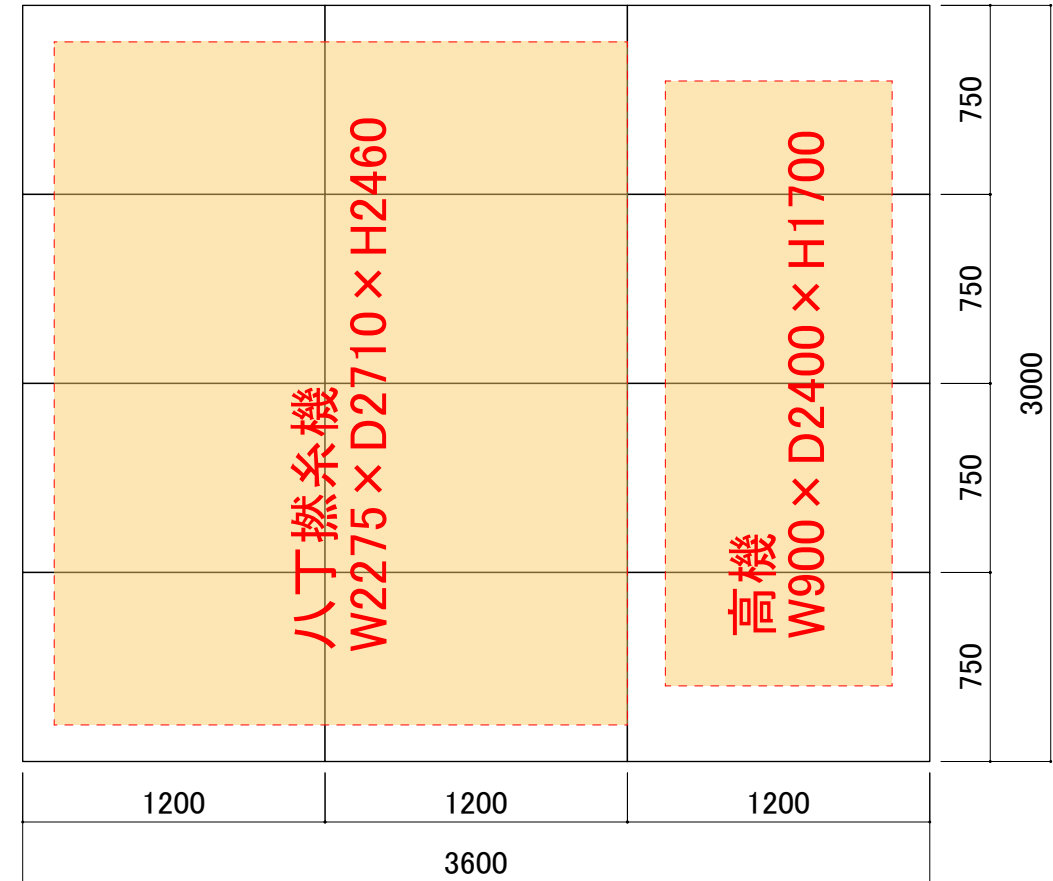
新館壁面ケース専用傾斜台 W600×D830×H≒387 ×3
仕様：防虫合板t=15
ミュージアムクロス仕上げ



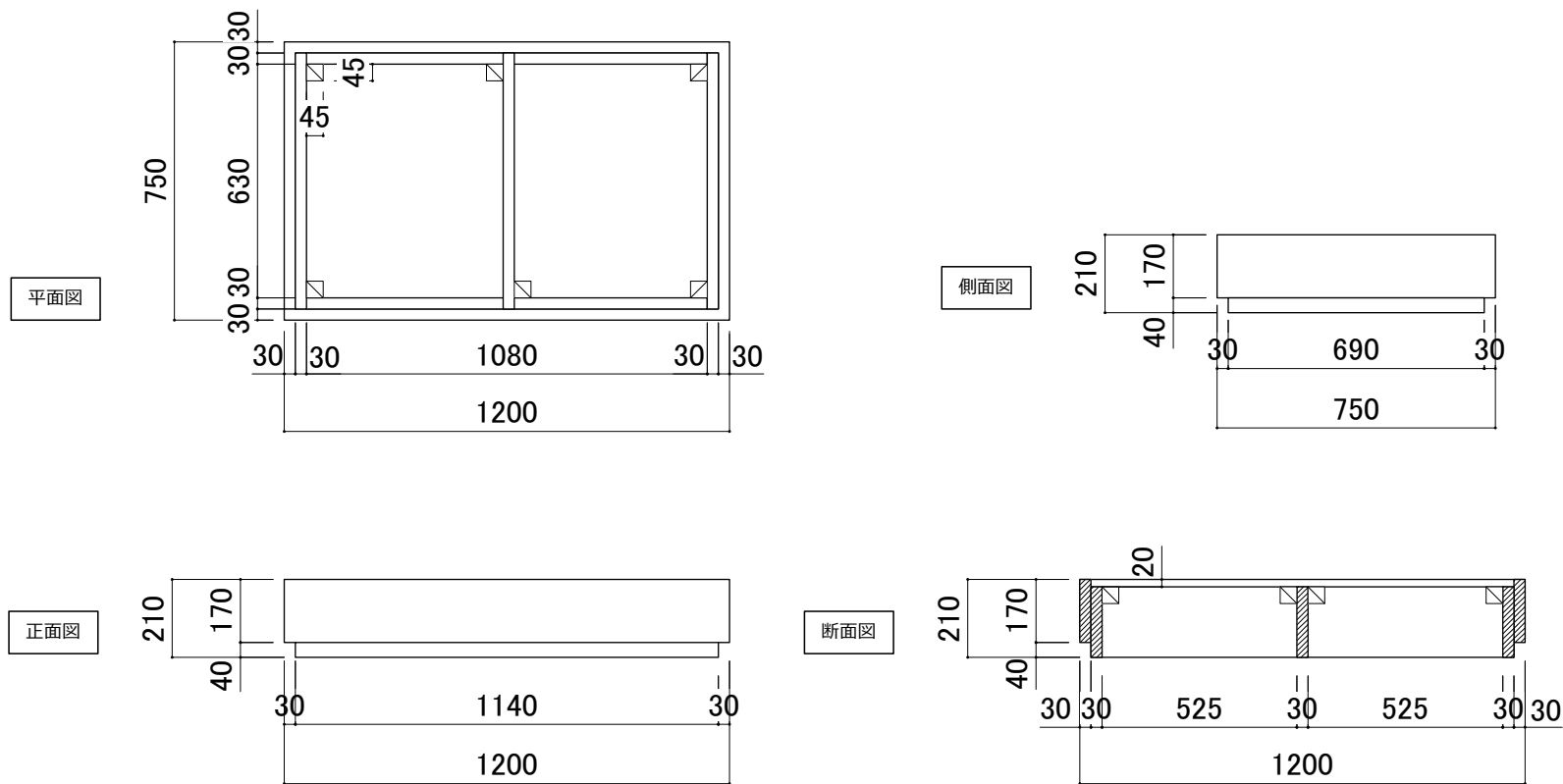
A. 奉納和船



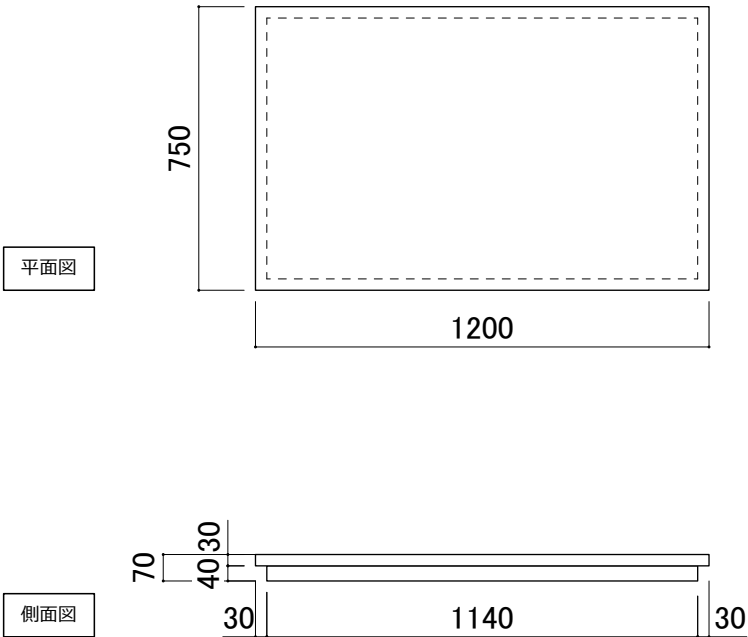
B.高機・八丁撚糸機



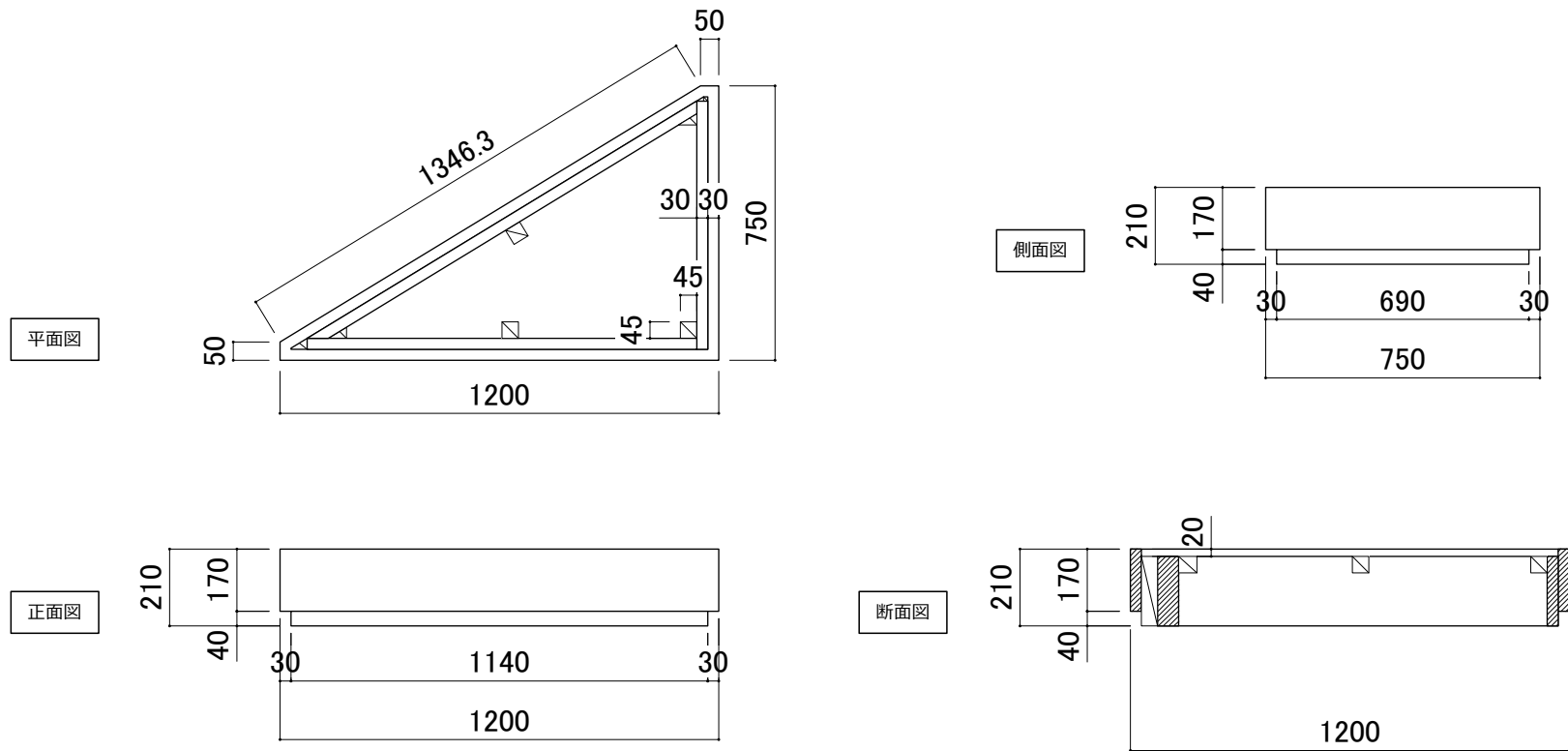
民俗資料展示台（長方形） 1200×750×H230 ×12
仕様：木工下地+メラミン化粧板仕上げ



民俗資料展示台（長方形天板） 1200×750×H80 ×12
仕様：木工下地+メラミン化粧板仕上げ



民俗資料展示台（三角形） 1200×750×H230 ×2
仕様：木工下地+メラミン化粧板仕上げ



民俗資料展示台（三角形天板） 1200×750×H230 ×2
仕様：木工下地+メラミン化粧板仕上げ

